

平成29年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第6日目

1 招集年月日 平成29年3月22日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月22日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 3月22日 午後4時20分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男
地方創生推進室長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第6号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで（第6号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係課長でございます。

なお、本日4番議員が一般質問通告書で地方創生室長の答弁を求めておりますので、笠木室長に出席を求めております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，町政に対する一般質問を行います。

通告表の順序に従って発言を許可します。

8番森本守君の一般質問を許可します。

森本守君。

○8番（森本 守君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、平成29年ひな会議，8番森本守の一般質問を始めさせていただきます。

今回は町内外の方々との対話から出てきたことで質問をしていきます。

まず最初に、農業問題についてでございますが、農業をしている主たる人がある日突然倒れたとき、その家族で農営をできなくなり、廃園になる家庭がふえていると思います。

産業交流課長にお伺いいたします。

そのようなことについて、どのような施策を持っているのかお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） おはようございます。

ご質問にお答えいたします。

後継者が急に体調が悪くなり、農業ができなくなった場合といったご質問だったか

と思います。

まず、勝浦町の農地につきましては、ほとんどの農地が中山間直接支払制度の協定にご参加いただけておると、一部協定に参加していない農地もあるんでございますが、大部分が協定に参加されておるといったこともありまして、まずは中山間集落協定参加者の中から後継者を探すことを考えていただきたいと思いますと思っております。

また、集落内に候補者がいない場合につきましては、農業委員会等へあつせん依頼をしていただいて、町内で耕作者を探すという方法もございます。また、それでも見つからない場合につきましては、中間管理機構等へ登録して、県内で耕作者を探すといった方法もございます。

また、新年度拡充予定のアグリサポート事業等を活用いただいて、農作業支援を受けていただき、定年帰農者または移住者等へ農地の引き継ぐことについても考えられるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） いろいろ施策を言っていただきました。

現実にこの病気とかで倒れたという場合、すぐに対処することがなかなかできないと思うんです。それは、やはり家の人も迷っていて、どないしたらええんだろというところであると思うんです。しかし、畑のほうは待ってくれません。日々時々の世話をしていかなければ、例えばみかんであっても、消毒がおくれたらいいみかんはその年はとれないということになります。そんなことで、早くそれを行動していかなければ、農地を維持することができないのでありますが、今の対策を聞いておりますと、相当時間がかかるのではないかと思います。そんなことで、できるだけ速やかに行動がとれるような施策を考えていただきたいと思います。

次に、産業道の安全ということでお伺いいたします。

毎年のように、農道あるいは産業道において車の転落事故等があり、けがをしたり亡くなったりする人があります。そういうことについて、1番目に農道、林道、産業道の安全管理という点はどうしているのか、まず建設課長にお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 農道、林道、作業道についての安全管理ということで、

建設課といたしましては、町が管理している道路については管理をしております。ですから、園内道ちゅうのは個人的な道という解釈で、農道においても、やはり町がこしらえた、例えば地域改善事業だった道路とかそういうふうな道路については改良する余地はあると思うんですけれども、それで近年起こった交通事故については、町道認定しておるところということで、町道についての安全管理については、地域、地区からの要望による施設のガードレールの設置とかそういうふうなことを要望いただきながら、逐次整備をしていく所存でございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 続いて、産業課長よりお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 産業課への質問につきましては、農作業中の死亡事故等についてをお答えをしたいと思います。

まず、全国的にですけれども、農作業中の死亡事故につきましては、年間約350件程度が発生しておると言われておりまして、農業機械利用時が特に死亡事故が発生しやすいということで、農業機械利用時の中で一番多いのが乗用トラクターというふうになっております。また、農業機械の中で運搬車による死亡事故も9%を占めて、農業機械の中では2番目に多いというような状況となっております。農業機械以外につきましては、農業機械や施設以外の事故につきましては、例えば農作業中の熱中症とか転落事故とかというところが多いということで、全体的に27%程度がそういった形で亡くなっておられるといったのが現状だというふうに認識しております。特に、議員さんの質問の中で軽トラック等による防除機やタンクに満水した状態で運搬中に、町内においても重大な死亡事故等が過去発生したように認識しておりまして、積載量の厳守や満水のタンクの固定につきましては、特に注意する必要があるというふうにも認識しております。こういったことにつきましては、今後も十分な積載量厳守、タンクの固定については気をつけるよう周知していかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 今積載量ということの答弁があったんですけども、この積載量も大切なんですけど、積み荷の荷崩れというか移動というか、例えば水のタンクを大きいのを積んでいたのが動いたためにハンドルをとられたというような事故がかなりあるような思われます。そういうことに対しての指導を十分にやっていかないと、荷物は積んでおいたらいけると思っておいたら、当てが違う場合があります。必ずそういうタンク類はロープで縛っていただけるような指導をしていただきたいと思います。

次に、農薬による病気があるのではないかと私は考えております。

リンゴを無農薬でつくることに成功した木村さんという人は、奥さんが非常に農薬に弱いということに危険を感じて、一生懸命無農薬でできないかと苦労したんですけど、どうしてもできんということで、もうこれは死ぬよりほかにしょうがないと思って、山へ入って山の木をひょっと見てみたら、なんで山の木って、世話をせんのにこない育つんだらうということから気がついて、無農薬に成功したと映画にもなりました。

勝浦町でも昔はすごい強い農薬をやっていて、そういう農薬による体に障害が出た人が何人か聞いております。今低農薬になったとはいえ、やはり長年消毒等に有事していると、肝臓とかそういう病気が多いのではないかと思いますけど、産業交流課長はどのように思っておりますか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 全国にみかん農家でございますが、6万人ほどいるというふうに聞いておりますけれども、その中で有機栽培にかかわっておる農家については100人程度というふうな認識をしております。わずか0.2%程度ということになります。農薬につきましては、現段階では膨大な安全性の検査が義務づけられておりました。食品安全委員会の科学的なチェックも受け初めて登録され、製造されておるといふふうなものでございます。

農業では、利用したい特定の作物を人為的な環境で単一栽培するため、病虫害や雑草が発生しやすく、何も手をかけないと、一定の収量、品質が維持確保できません。病虫害や雑草を除去するために、有効かつ簡便で経済的な手段が農薬でございます。また、雑草や摘果など、農作業の負担を減らすためにも農薬は必要不可欠な資材だと

考えております。購入時には農薬ラベルをチェックし、使用時に記載内容を確認し、散布時に保護具を着用し散布するよう指導をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 日本では安全というマークのついたいろいろな農薬また除草剤が出回っております。ヨーロッパ、EUにおいては、農薬に対する基準が非常に厳しい、そのためにみかん等の輸出ができなかったりしています。特に除草剤の安全はヨーロッパにおいては厳しいと聞いております。残らないと言われており、書かれてもおりますが、実際に残留しておるといふことであります。農家においては、今も課長の説明があったように、農薬をしなければ売れない、売るものには農薬をかけて、自分とこで食べるものには無農薬にするというのが農家の当たり前というか、そういうことのようにです。

農協の指導要綱にあるとおりに農薬をかけるとしたら、まず最低1週間に1回は消毒をしなければなりません。やはりそれだけの農薬をかけると、1回や2回で何ともうても、何回もやるということによってだんだん濃縮されて、強い結果が出ると思っています。そういう面において、やはり農薬をいかに少なくして、害のないようにしていくかということの研究する必要があるのではないかと思います、どのようにお考えですか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 農薬は必要なものだけれども、農薬を減していくといった低農薬栽培とか有機栽培また無農薬栽培といった栽培を現在もされております農家も当然ございますが、現在そういった栽培方法をする人と通常の慣行栽培をする農家というところを、エリアをきちっと分けたような形で、そういった特殊栽培に取り組む農家につきましては、このエリアでというようなところが区分ができれば、ある程度の慣行栽培との両立というのが成り立つのかなとは思いますが、慣行栽培をしておるすぐ近くで有機栽培、無農薬栽培というふうな栽培方法をしますと、両方が害を受けるといふか、両方が栽培上都合が悪いといったような状況が出てくるのかなというふうにも思っております。

また、IPMと言いまして、総合防除とか総合的有害性生物管理という言葉が最近言われておりますが、人や環境へのリスクを軽減また最小限に抑えるということ在意

味するようでございます。また、IPMを正しく行っていくということにつきましては、農薬使用の最適化につながってくるということも言われております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） いろいろなエリアに分けて指導するというようなお答えだったと思います。

次に、売り上げの原価計算ということでお伺いします。

2月9日の徳島新聞に、農が動くという最終回の15番目に、夢実現へと題して県内若手農業者らでつくる青果会社菜々屋のことが掲載されていまして。また、2月21日には、東南アジアのカンボジアで野菜生産を菜々屋が始めたことが掲載されました。

私は、2月17日国府の菜々屋の会社に夕方出向いてお話を聞かせていただきました。そこで、最低限生産するものの原価を計算しなければ、それ以上で売らなければ損をするのではないかということで、最低限原価計算をなさいと言われました。

産業交流課長にお伺いします。

この町の平均的なみかんについての生産原価はどのくらいと見ているのか、また上回って販売できているのかお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 原価計算ですけれども、農業につきましては、自然が相手といったところもあって、毎年毎年同じもの、同じ品質のものがつくれるといった保証はないわけでございますが、農作業等を記帳いたしましては、蓄積した農作業データから園地ごとに人件費また資材費などの生産コストを算出して、生産コストと収穫量から園地ごとの収益を計算し、高採算園地の特徴を整理して、他園地の改善につなげることや、高採算園地の作業優先度を高くするなど、経営の観点からの生産改革を進め、みかんの生産コストが見える化すること、そういうことが原価計算になるのだろうというふうに思っております。

農家にいたしましても、園地ごとの整理といったことについては難しいといったように思っております。

それと、この原価がどれくらいなといったようなご質問であったかと思いますが、どれくらいの販売価格が再生産価格になるのかといったことなんだろうというふうに



考えておりますが、今農家のキロ単価は、実質の経費を引いた手取りといったところがキロ200円の単価が手取りとして残せるような形になれば、十分勝浦みかん産地として残っていけると思っております。また、キロ200円の手取りということは、販売価格というのは当然それより上というようなことにはなるんだらうとは考えております。ここ27年産、28年産が2年続けてみかんの販売単価といったところは上向きな状態が続いておりますし、これからますますみかんの生産量というのは全国的に見ても減少傾向が続いていくんだらうなといったところと、勝浦町におきましても、全国的にいたしましても、生産量をいかに維持しながら、高品質なものをつくっていけるかというところが今後のみかん振興の課題といったところになってくるんだらうと思っておりますので、このみかんの手取り200円を超えられるように、今後とも努力をしてきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 原価はわからんということ。結局長いこと答弁をしたけど、原価のことを。200円が原価。再問します、もう一回聞きます。肝心な内容がなかった。

8番議員。

○8番（森本 守君） いろいろなものを引いて、キロ200円が手取りになるようにということですが、売れてみなわからんというのでは困るという菜々屋の意見で見ても、やはり値段も決めて、それ以上に売るんだという、それが達成できているから伸びているのであって、今の答弁ですと、売れてみて200円以上だったらええんだという、売れるか売れんかわからんというそういうことに問題があるのではないかと思います。町内では、年金があるからみかんがつかれるんだという人もおります。若い人は年金はありません、みかんがつかれないです。それは、若者にみかんをつくらせてもらいたければ、もうかるということを示さなければ、若者はみかんをつくらないのではないかと思います。また、みかんに適さない土地であれば、野菜とかそういうものにするということが大事ではないかと思います。

菜々屋では、若手のやる気のある農業者を募集しております。菜々屋という野菜の会社は、今売り上げが1億円で、その下につく4つの会社があります、その会社もほとんど皆1億円以上上げているようであります。いろいろな職場から退職して、若手

の人が集まっている集団であります。そのトップに立つ人は企業の設計担当で、工事工程表を担当していた人のようで、農業にこの工事工程表を当てはめて、まず生産物をつくるためには、いつ種をまいて、いつどうしたらいいか、いつとったらいいかというそういう工程表をちゃんとつくって行動する、それから若手でありますからお金がないので、いろいろな補助金とか制度を利用して、そういう制度に当てはまることを取り入れていく、またただ市場で売れたらいいわというのではなしに、自分らで開拓して、商品をいつ幾らで納めるかということを決めて商品をつくるという、そういう行動をとっているようであります。だから、営業にも行きます、またカンボジアへ行って野菜をつくってみたいという1人があらわれて、カンボジアにも拠点を設けてやっておるようであります。

今みかん農業は、売れてみなんだらわからんと、そういうのでは若い人はついてこれません。もうかる農業にするためには、菜々屋のような行動をとる必要があると思います。営業にも回り、新しい商品開拓、例えば菜々屋の場合は、ミニチンゲンサイと言いまして、ちっちゃいこのぐらいの10センチぐらいのお皿に丸々盛れるようなチンゲンサイをわざわざつくったそうであります。そして、それがフランス料理なりに使われるということで、商品として成り立っておるようです。今60種類の野菜を県内各地の拠点でつくってやっているとのことです。勝浦町にもそういう若者があらわれるような、そういう仲間に入れてもらえるような人が出てほしいと思います。

次に参ります。

安定生産ということで、先ほどからも答弁がありましたように、慣行農法が基本であるということでもあります。今からもう大方20年前になると思うんですけども、長者ヶ原というところで高冷地野菜がつくられました。しかし、三、四年たったころにはできなくなり、入植者は全員借金が残っただけと聞いております。産業交流課長はこの失敗を何だと考えますか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 長者ヶ原の高冷地野菜についてでございますか。

済みません、その情報については、事前に私のほうに情報が入ってなかったために、調査ができて答弁できる状況でございません。申しわけございません。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8 番（森本 守君） この詳しい内容については、わざわざ通告しなかったんです。というのは、本音を聞きたかったんです。この失敗は、私は官公のほうにあると思います。というのは、ハウレンソウというのは、大体毎年同じところで作れるものでもなし、するのに1年に5回も6回も同じところで作って、それがずっと安定的に生産できるかということに最初からは私は疑問を持っておりました。これを成功させる一つの方法はあると私は考えております。

2月28日には、阿波市のミニトマトの栽培農家に視察に行く機会がありました。ハウスでミニトマトを10年以上つくっている、毎年同じところで作っている、なのに生産量は変わらず、一定のものがつくれている。今視察に行ったときにミニトマトが4メートルほどの長さに斜めに10%ぐらいの勾配ですと4メートルぐらい延びておりました。まだあと2カ月とるとということで、それから計算すると6メートルは最低延びるんじゃないかと思いましたが、びっしりミニトマトがなっておりました。そのミニトマトを少しいただいたのを、つい3日ほど前まで3週間ほど置いておりました。ほかのところから買ってきたトマトは、大体1週間か10日で腐敗したりおかしくなっております、カビがきたりしています。しかし、そのままきれいな形でおりました。これはなぜこういうことができるのかというと、この畑では2カ月かけて土づくりをする、1年とる土づくりを2カ月かけてする。1反当たり6トンの生牛ふんを入れて、それに米ぬかぼかしとか有用な農薬というもんでありません、この前の議会のときのキトサンとかそういうもので処理をします、2カ月かけて。それはなぜかというと、生の牛ふんですから発酵しておりません、ハウスの中を一つの堆肥小屋みたいにして、十分発酵させて土をつくる。最初に元肥としてはトマト専用の元肥をやりますが、先日行ったときまでは1回も肥料もやっていない、消毒もしない。消毒をしたら、ミツバチが入れてありますので、ミツバチが死んじゃうから消毒しない、そのかわりキトサンの散布をする。キトサンは薬ではありません、食べれるものですから、昆虫を入れるために肥料は15%ぐらい高くつく、しかし労働力は人工受粉といってホルモン剤で処理するらしいんですが、それをしないので労働力は60%減らすことができる、そういう農法をやっているところです。栽培者にも環境にも優しい農業経営ができています。この農法と慣行農法との違いというのはどこにあるかと申しますと、土

壤の炭素比率が問題だと聞きました。今化学肥料とかを大量にやって、窒素分過多になっておると聞きました。炭素が不足しているのです。例えば剪定したりしても、全部畑から外へ持ち出して焼却しなさいとかという指導をしておるようですが、これはせっかくある炭素を園外に持ち出すことになります。これを再処理して発酵させて、堆肥として戻す、これが大事だと聞きました。産業交流課長はこの炭素比率ということについてどのようにお考えてありますか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 済みません、余り深いところまで勉強できてなくて申しわけないんですけども、土づくりにつきましては、当然農作物を栽培する上で基本的なことだろうと思っておりますし、前回のご質問いただいたキトサンあたりにつきましても、活用して土の団粒化を進めるといったようなことだったと思います。土の団粒化を進めるということは、土の中に植物の根がどんどん入りやすくなっていくということで、植物の栽培上にも非常に有利になるというふうに聞いております。ただ、昨今農薬なり化学肥料なりというものをみかん栽培におきましても、当然化学肥料も使っておりますし、そういった化学肥量を少なくして、牛ふん堆肥を使う、またキトサン等も活用することによって、土の団粒化を進めていくといったような話が前回ご質問いただいたキトサンの活用といったような形だったように認識をしております。済みません、余り詳しい答弁ができなくて申しわけございません。

○議長（国清一治君） 炭素比率についてはわからんということやな。ほれはほうで言うてくれんと、前置きが長過ぎて、どこで答えが出てくるかいな。

8番議員。

○8番（森本 守君） ぜひともこの炭素比率ということの研究していただきたいと思えます。

次に、品種改良の観点からお伺いいたします。

貯蔵みかんには、勝浦町には古田系という品種があります。中山の古田源一さんはもう亡くなりましたが、自宅のみかん園から変わり枝を探して見つけたと聞いております。その後勝浦町では、そういう新しい品種は生まれたのかどうかお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 品種について新しいものが生まれたかというふうな質問だったと思いますが、品種につきましては、結論から申し上げますと、新しく品種登録ができて品種はないということでございます。枝変わり等によりまして改良品種ということができる場合がありますして、現在農家から依頼があった1件を調査中でございます。また、県農業支援センターにおきましても、温州みかんの品種改良等について問い合わせをいたしますと、品種登録までには至ってございませんが、着色が遅く浮皮になりにくい品種の試験を新年度も実施する予定というふうに聞いております。ただ、試験研究を続けていきましても、品種登録までの道のりというものは長いというふうにも聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 品種登録までは至っていないけども、今見つかっておる品種が1件あるというように聞きました。

今勝浦町には果樹試験場というのがなくなって、そういう品種等に対する見方が途切れているのではないかと思います。農業高校や農業大学、普通の大学でもいいんですが、そういう連携を取り合って、新しい品種が各地で生まれております。勝浦町でもそういうことに力を入れていかないと、勝浦みかんの先行きは暗くなる一方です。やはり新しい勝浦に合ったみかんをつくるということが大事だと思いますが、そういう連携ということについてどのように考えておりますか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 県の果樹試験場につきましては、市のほうに今現在移行しておりますので、町といたしましても、町の中の技術者会がございしますが、町の技術者、JAの技術者も含めて、試験場の県の普及員と連携をしながら、新しい品種なり新しい改良品種について、今後とも引き続き研究なりを推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 昨日も仙才議員からも大学との連携というようなことが質問されております。やはり自力だけではなかなかできないことを、大学とかそういうところは研究熱心なところであります。研究されて、新しい品種ができたらいいなと思

っております。

次に、鳥獣害対策についてお伺いいたします。

今広域のネットを張るということを進めているようでありますが、先進地の上勝町では、ネットを破られて困っているようであります。勝浦町にもそんな事例ができていると聞いておりますが、その対策としてはどうしているのかお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在勝浦町の有害鳥獣対策協議会では、防護柵といたしまして、編み目5センチの資材を提供してございます。先ほどご質問ありました大規模に使用しております上勝町の有害鳥獣対策協議会のほうに確認をいたしました。が、現在5センチ角のネットについては、余りかみ切られて破られたといったような被害情報がないというふうに聞いておりますので、勝浦町におきましても、5センチ角の網を今後とも使用したいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 5センチ角にしたら破られないというような答弁だったと思います。

せっかく網を張っても、破られて入ったら、かいよんやらどんなやらわからんようになってしまうのでは困りますから、ぜひともそういう網で指導していただきたいと思えます。

次に行きます。

2番目の県道整備について、建設課長にお伺いします。

先日のひなまつりなどで大きなイベントは、中角地区で小さな側溝工事が行われておりまして、大渋滞になったと聞いております。工期をこのイベントからずらして、早く工事をしてもらうとかなんとか対策がとれないものかお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、県道の工事におきまして、イベントを避けて工事ができないかという質問でございます。去るこの間の2月26日の日曜日に、徳島上那賀線の中角地区で、自歩道といって自動車道と歩道の工事の一部の側溝工事をしておって、片側通行の規制をしておりました。工事中におきましてはガードマンがついてしてお

たんですけども、休日で信号整理ということでかなりの影響が出たということでお叱りを受けました。このお叱りを受けて、県当局にもイベントがある休日にやむを得ず片側通行をする場合は、信号整理ではなく、ガードマンの交通整理員を立てて渋滞を避けるようにということでもよろしくお願ひしたいということでも言うてあります。工事期間中とかというんで、できたらバリケードをのけて、通常の通行にできるだけ努力していただきたいなということも申し入れておりますので、今後は県の担当者とイベント関係の情報を共有して、渋滞の緩和に努めたいなと考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） わざわざ工事をしようなんだぞというような工事であったように住民の方は見ております。そういう渋滞のないような工事方法を考えていただけたらと思います。

次に参ります。

国民健康保険について、税務課長にお伺ひいたします。

自分で健康管理ができています方にとって、保険税は高いものと感じているようになります。以前は表彰されていたりしたと思うんですが、今はそういう制度があるのかないのかお伺ひいたします。

○議長（国清一治君） 笹山税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） ただいま議員のお問い合わせのあったようなことはしておりません。町においてはしていないのですが、国保連合会において、健康家庭表彰というふうなものの調査をして、該当があったら申請するようにしております。しかし、現在世帯単位で3年間病院にかからず、滞納がないなどの条件を満たす対象者がここ数年は出ておらず、表彰に至っていないというふうな現状でございます。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 以前は町で表彰されておったのが、国保連合会のほうで3年間という長い、家族でその3年間は保険を使わないというようなことで表彰ということ。以前町で表彰されていたのがどうしてなくなったのか、どうなったのかお伺ひいたします。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） どうしてなくなったかについて、詳細な記録を持ち合わせておりませんが、想像いたしますところによりますと、そのころは行財政改革とかもありまして、前納報奨金とかという税金を前払いしたら利子分に相当するものを納税者の方にお出しするような制度もあったんですけれども、そういうふうなものを見直しもあり、現在はやっておりません。そういうふうなときに当たって見直されてなくなったのではないかなと推測をいたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） どうしてなくなったのかよくわからんということで、何かせつかく自分で健康管理ができて、一生懸命健康管理をしても何や報われない、保険料が高いばかりだというように言われております。何かそういうふうなものをしてはどうかと思うんですが、そういうメリットがあってはいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 議員がおっしゃるようなメリットについても検討する余地はあるかと思えます。しかし、保険でございますので、いつかはご自身も病気にもなることもあるかもわからない、健康なときにも負担している、相身互いというふうなところもあると思えます。最近国が推進する予防・健康づくりのインセンティブ強化について、これは保険者が加入者の予防や健康づくりに向けた取り組みに応じてヘルスケアポイントを付与することや、保険税の支援等を実施するというふうなこともやっておるところがあるようでございます。また、議員がお申し出ありましたような健康家族表彰をやっておるような地方公共団体もあるようでございますので、研究して、実現が可能であれば、実施する方向で勉強してみたいと思えます。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） ぜひとも研究していただきたいと思えます。

4番目に町のPR活動について、産業交流課長にお伺いいたします。

勝浦町にもいろいろな名所となるようなところがたくさんあります。特に立川地区においては、化石とかまた岩山、石、それから山桜もきれいなところがあります、もみじもあります。その中で、以前は大々的にPRされていたと思えます鳥居ケヤキ



は、今入り口に看板はありますが、上がっていけないと書いております。これは、やはり整備をする必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在立川の鳥居ケヤキにつきましては、鳥居ケヤキまで行く道が崩壊しておるといった状況で、現地までは行けないといったような状況でございます。実際にこの鳥居ケヤキに向かっていく観光客が実際にどれだけおるのかといったあたりについても把握をしながら、今後どうするかを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） いろんな各地のこういう名所は、こういうことにちなんで各地でまたイベントが行われております。町外に行ってみますと、勝浦はようやりょうるな、桜まつりもおひなさんもやりょうるしというて本当に褒めていただいております。そういう大きなイベントは大々的に実行されておりますが、小さなイベントというかそういうものも含めて、情報発信源をこれからどこにしていくなか、1つのルートから発信していったほうが私はいいのではないかと思います。

私も時々上勝の千年の森とか、それから阿波町のほうであるいろんなイベントとか、またつるぎ町である巨木ツアーとか、剣山とかそうところも情報が来ますので、そういう情報によって、また参加できるときは参加しております。そういう情報を流すということが大事かと思いますが、どこを中心にこのイベントの情報を流していくのか、K-F r i e n d sにするのか地域活性センターにするのか、またほかのどこかにするのか、そういう点についてお伺いいたします。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 観光交流事業につきましては、昨年の6月に設立した勝浦町活性化協会のほうが中心となって情報提供ができるよう、SNSなり町のホームページは町のほうで周知するといった形にはなりますけれども、そういった形で情報提供をしてまいりたいと考えます。

○議長（国清一治君） 8番議員。

○8番（森本 守君） 私はよく新聞の欄を見て行きます。勝浦町は割とイベントがあったという新聞はよく載っているんですが、これからこういうのをするという小

なイベントもこの新聞の情報欄に載せておいたら割と来てくれるのではないかと思います。例えばウォーキングとかイチョウめぐりとか桜めぐりとか、また鶴林寺に行くとかというそういうウォーキングをされております。しかし、これも毎年同じことをしていると、やはりマンネリ化します。いろいろ場所を変え、コースを変えをしたやっていたらええのではないかと思います。それで、その情報を一元化して、いついつこういうふうにするんだということを流していくことが大事かと思えます。

そこで、ウォーキングについては、特に私が思うのは、立川地区それから鹿背山、そういったところ、それから長者ヶ原から坂本へかけての山づたいの道とかいろいろありますので、そういうところを情報源として出して、新しいことを考えていったらええのではないかと考えております。

そこで、その情報源のもととなることで、勝浦町にはえびすの生まれた土地であるというところで、掛谷の神社や坂本にもえびす神社があります。そしてまた、最近勝浦にも古墳があるのではないかという話が持ち上がってきました。私たち素人にはわかりませんが、一回専門家の方に見てもらってはどうかと思いますが、教育長、お伺いいたします。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 改めまして、おはようございます。

今森本議員から勝浦町に古墳が存在するのではないかというふうなことでご提案をいただきました。

勝浦町の町史が幾つか発行されております。その町史の中の勝浦町史前史は、昭和50年代に発行されたものでございますけれども、前史をひもといてみますと、残念ながら勝浦町に古墳は存在をしないという結論づけが確実として載っております。少しご披露させていただきますと、遺跡、遺物は何ひとつ発見されていない、古墳も発見されていない、集団生活の長たる人の存在は古墳時代までにはなかったと見るよりほかないという結論をなされております。勝浦川流域、源義経は勝浦郡に上陸をされたと言われております。ご存じのところですけれども、旧の勝浦郡は、今の小松島市それから徳島市の勝浦町あたりも入っておりますが、そういった下流域では随分昔から人の住まれた形跡が残っておりますが、残念ながら勝浦町内に至るのは随分と後でなかろうかというふうに言われておりますので、今のところ教育委員会としてはその結論

で動いております。

以上です。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8 番（森本 守君） 町の歴史の上では古墳はないとうたわれているということで了解しておきます。

それでは、もうちょっと新しく考えて、私は、徳島新聞に時々昔話というのが載っております、勝浦町のこともたまに載っていて楽しみにしております。

そこで、教育委員会事務局長にお伺いします。

教育委員会の編集で、平成元年、平成2年と2冊の本、勝浦の民話と伝説という本と勝浦の昔話という本が出ております。その中には、やはり各地の地域において出来事とかいわれとかがあります。そんなものをウォーキングとかで訪れたときに、ああ、ここがこういういわれのある土地なんだなということがわかれば非常に楽しいのではないかと思います。そういうことに対して、その場所を特定するような、例えばよってネのところの看板に地図を描いて、ここにはこんなもんがあるというようなものとかパンフレットみたいなもんをつくるとかして、PRしていくといいのではないかと思います。その点についてどう思いますか。

○議長（国清一治君） 河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 今議員がおっしゃられました勝浦昔話、それから民話と伝説というのをこちらのほうにご持参させていただきました。2冊こういった昔話と民話と伝説という本が教育委員会のほうから発行をいたしております。この中身を先ほど議員さんのほうからもおっしゃっていただきましたが、先人の名づけた地名、それから神社仏閣にまつわる話、由来、その集落の行事などの言い伝えを後世に書き残したいという意味で編さんをされております。地域のいわれ、それから神社のお話など、現在の名所として活用をさせていただいておる部分もございます。勝浦の地を広く知っていただく意味で、先ほど申されましたように、観光パンフそれから現地の案内図などを活用させていただいて、これを勝浦文化の発信に活用できるよう努めていきたいと、また検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 8 番議員。

○8番（森本 守君） みんなが参考になるようなことができたらいいなと思います。山歩きとかウオーキングに行きましても、そういう場所に行ったときに、ああ、こんなところなんだなということがわかれば非常に楽しくなるのではないかと思います。

これを持ちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で8番議員森本守君の一般質問は終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

4番麻植秀樹君の一般質問を許可します。

麻植秀樹君。

○4番（麻植秀樹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、4番議員、ひな会議一般質問をさせていただきます。

初めに、病院の改築ということで質問をしたいと思います。

老朽化に伴いましての病院の改築ということで、大変改築をしてくれるというのはありがたいなと考えてはおります。そのことも踏まえまして質問をさせていただきます。

まずは、勝浦病院改築について、これは順調にプロジェクトとして進んでいるのかというところからお聞きをしたいと思います。

このプロジェクトに関して、町民に対しての事業の説明というのはいつごろする予定としておるのか、地方創生室長にお聞きしたい。

○議長（国清一治君） 笠木地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（笠木義弘君） 町民に対して事業の説明をいつするのかというご質問だろうと思います。

この基本構想策定に当たりまして、現在案という形ですけれども、この基本構想策定に当たりましては、まず住民からのアンケート等は行っておりません。それで、まず改築検討委員会ということで、住民の代表の方にお集まりいただきまして、意見な

どを伺っております。また、この議会におきましても、特別委員会を設けていただきまして、そちらで意見を伺って、基本構想については策定をさせていただきました。住民に対してですけれども、現在策定いたしました基本構想の案につきまして公開をしております。また、集会等でお集まりの機会に、ご希望があれば出向いて説明をさせていただきますというふうな形をとっております。説明に呼んでいただいた団体は、現在のところ1団体ということになっております。また、各地区の総会等に出席をさせていただいて、現在出しておりますパブリックコメントについて、コメントのお願いに伺っておるというのが現状でございます。説明につきましては、どの時期にするのかという話と思いますが、もう少し進んだ時期、特に地権者等もございますので、そちらも含めて、適切な時期に丁寧に説明をしていく必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） ということは、事前の説明はしていないということで、あと一団体が説明に来てほしいということで、それは早急に行ってほしいとは思いますが、それとあと病院です。病院関係者といいますか担当の方、それから院内の方との調整です、話し合いというか、そういうのは随分と進んでいるわけですか。

○議長（国清一治君） 笠木推進室長。

○地方創生推進室長（笠木義弘君） 基本構想策定に当たりまして、病院の意見は当然聞きながら進めてまいっております。ただ、これから今基本構想が案としてでき上がったばかりであって、これから計画策定ということになるかと思っております。基本計画の策定それから基本設計の進む中で、病院との調整というのはさらに調整が必要になってこようかと思っておりますので、十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 構想の段階でいろいろと調整を進めておかなければ、計画設計の段階になったら遅いと思うんです。ですから、これはまだ構想の段階の時点ですでにと進めていっていただきたいと思っております。

それから、パブリックコメントということで、21日までだったか、町民の皆様からパブリックコメントが寄せられます。恐らく相当数来るのではないかなと思っておりますが、そのパブリックコメントの意見をこの計画書、構想にですけれども、どのように組み込んでいくのか、どうのように考えてますか。

○議長（国清一治君） 笠木推進室長。

○地方創生推進室長（笠木義弘君） 今議員のほうからおっしゃられてましたとおり、3月1日から基本構想の案を公開しまして、それに対するパブリックコメントを募集をいたしております。現在のところ、21日に締め切りということではあったんですけれども、室へ届いておるのもおりますので、全てではないと考えていただきたいと思いますが、10人の方から、詳細はまだ集計できてませんが、70件を超えるご意見をいただいております。集約中ではありますが、今後の計画に向けての参考意見ということになるかと思えます。また、意見の集約それからその意見に対する町の考え方につきましては、ホームページ等で公開していきたい、また特別委員会等でもお知らせしながら、今後の計画策定に向けて貴重な意見でございますので、生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 70件超のコメントが寄せられておるということで、できる限り参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから次は、このプロジェクトが大体どれぐらいかかるのかなということで、アバウトにお聞きはしておりますが、最終的な総事業費をどの程度見込んでいるのか、参事、お願いできますか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 何度か特別委員会等でお示しいたしております。病院の改築事業につきましては、本体の改築工事が26億3,000万円、関連整備費といたしまして1億7,000万円、総事業費28億円と現在のところ見込んでおります。この総事業費には、病院改築、既存施設の取り壊し、跡地の駐車場等の整備及び施設に挟まれる道路のかさ上げ、こういったものの経費となっておりますので、以前から言われております新たに道路の改築をして、取り合い道路をつくとそういったもの

の経費は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 28億円ということで、また3番議員がきのう言よりました、取り合い道路も必要ではなかろうかということで一般質問でも聞いておりました。

そこで、これはプラスアルファということになりますと、私が心配しておりますのは、これも間違いなしに町民のための病院ですから、やらねばならないわけではありますが、ほかにまだまだ大きなプロジェクトを抱えております。金額的にはまだはつきりわかりませんが、大きいプロジェクトが3件ぐらいかあるように思うんですが、それを総合していきますと、これによって後々完成して5年ですか、5年から支払いが始まります、そのときにいろいろとすることによって、将来の不安材料はないかなと。それと、これによって行政側から町民に対してのサービスの低下はないと言い切れるかなと思うんですが、参事、どのように考えますか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） この病院改築事業は、確かに大きな経費を要する事業ではございますが、まずこの事業自体、勝浦病院の事業でございます。一般会計から繰り出し基準に基づき、半額を支出することとなっております。関連事業も含め、おおむね15億円が直接町の財政負担に係ってくるものかと思っております。このうち、本年度から積み立てた基金等5億5,000万円、それから残りの財源を過疎対策債を借り入れて9億5,000万円、こういうことで賄おうと今のところ計画をいたしております。借り入れた過疎対策債の後年度負担は、仮にこの事業が33年度で全体事業が完了したとして、据置期間もありまして、34年度から利子、それから35年度それから36年度あたりは、いわゆる機器購入等の元金も含めまして3,200万円余り、それから37年度、38年度につきましては、最も償還額が大きく1億2,000万円、その後7年間につきましては平均9,300万円の元利償還金が必要になってくるかなと思っております。ただ、この過疎債であるということから、元利償還金に係る70%について交付税措置がなされるということで、残りの30%は、自主財源といたしましては、大きい年度で3,600万円、平均して2,800万円の負担でおさまるということで、どうにか

乗り切っていけるのではないかと考えております。

病院事業債で借り入れたものについての一般会計からの負担もございますが、そういったものも自己の自主財源としての負担は5,000万円程度になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

失礼しました、もう一点、改築によって、行政サービスの低下につながらないかということでございますが、病院事業の中で、この改築によりまして病院内での診察機能や入院環境を整えるということで、快適な治療や入院生活を確保するというところで、来院者の利便性も図れる、こういったことで町民のそして勝浦郡内の医療拠点として、機能はますます高まるというふうに考えております。町全体の他の行政サービスについては、もちろん行財政改革を進める中で、事務的経費等の抑制など、一層の節約を進める必要があるかと思いますが、必要不可欠な行政サービスの低下につながっていくものではないのではないかとこのように現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 約28億円の金額であれば乗り切れるということでございますが、総工費が。しかしながら、またこれに対して附帯工事が仮に出てくるとします、いわゆる取り合い道路。そうなりますと、ますますこの金額であればどうにか約28億円であれば乗り切れるということですが、あとのまだ幾つかの工事に関しては金額が入っておりません。皆全て言わなくてもわかっていたかとは思いますが、たちまち取り合い道路等をするようになりまして、また何億円かの金額が発生してきます。そのとき、私が考えるには、これ以上の金額がかかったときに、町の財政がどうなるんかいなという危惧もしております。仮にこれ以上28億円プラス何億円かの金額が必要になったときはどのように考えますか、参事、なつたと仮定して。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） なつたという仮定ではございますが、財政状況を今試算をしてみますと、正確なもので言いますと、32年度、33年度あたりで病院改築事業が進む、そういったときにいわゆる地方債の借入額というのが6億5,000万円前後ということで、2年間続くかと思っております。これは、そういった取り合い



道路等の部分は見えておりません。それから、今この財政状況試算で考えているのは、34年度に徳島市ほか周辺町村でやっているごみの焼却場のことですが、ここの負担金が2億5,000万円余り必要であろうといったことを、これも過疎債なりが適用できれば、起債を借り入れてということで試算をしております。こういったことで試算をしていきますと、公債費につきましては4億円弱ぐらいの病院改築事業が終わった後の公債費というのが続いていくのではないかと。公債費を考えますと、今まで23年、24年、25年あたりは4億3,000万円、それから4億4,000万円、4億6,000万円というふうなときが続いております。このときのいわゆる実質公債比率です、それが8%程度となっております。これよりは今のところ少ないんじゃないかなろうかと。有利な起債ということで過疎債なりが適用できて、焼却場の処理負担金もそういったもので賄えるということが条件とはなりますが、以後の財政状況につきましてはそういったもの、ただ財政調整基金が今23億円ほどあるんですが、これは15億円程度に減ってくるだろうというふうな見込みで現在のところ、まだほかにもプロジェクトの防災拠点、せつかく救急救命士が来てくれたといったようなこういった整備については、現在のところこの試算には含まれておりません、ただ大体事業で賄えるものにつきましては、こういった財政状況を見まして、大体事業を考えていくべきというふうに考えております。病院の新しい取り合い道につきましても、財政が許すならする、それが難しいというなら見合わすべきかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） いろいろとプロジェクトのことも話していただきましたので、それがこの計画を検証する考えはないのかとかというのも聞きたかったですけれども、道だけでなく、それも含まれていると考えておりますので、これをやるんですけども、その中身を多少なりとも見直していくということは考えていますか、改築について。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 4月から考えると、非常に答えにくい部分なんです、もちろん町の財政です、町民の皆様から預かっている税金で賄っている財政でございますので、病院経営でどうしても必要なものというのはそろえなければな

らないかと思いますが、少しぜいたくといったものについては、十分に精査して節約していくべき事業かなというふうに考えます。

○議長（国清一治君） 4 番議員。

○4 番（麻植秀樹君） ありがとうございます。そのようなつもりで、つもりといただきますか、計画でやっていってほしいなと思います。

次に、阿南方面の通学バスということで、少し質問をしたいと思います。

阿南方面の通学バスということで、専用のバスを購入するということでした。それについてお聞きしたいと思います。先日の阿南方面バス運行に関する新聞記事のことでお聞きします。

まずは、このことについて、条例案の提出がまだできておりません、ということはまだまだこれの予算も提案されること自体が少し不適切かなと考えております。その上で、どうしてまだ何も下準備ができていない状態でこういう記事にというか、どういう状態で話をしたのかなと。それに関して、議会に対して議会軽視ではないかなと思っております。これに関して、教育委員会としても、別に問題はないと思って話したのかと。

そこで、そのことについて事務局長に質問をしたいと思います。何も問題がなかったと思ってこういうふうな話になったのかということです。お願いします。

○議長（国清一治君） 河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、議決前に新聞報道に出たということでの議会軽視ということでございますけれども、この報道は、3月9日の徳島新聞の掲載記事についてでございますけれども、町としましては、一般会計の当初予算の説明を終えた段階であり、あくまで予算案の内容と現状についての取材にお答えしたというものでございましたけれども、私の知識、認識不足によりまして、前段に関係条例を上程できていないという大失態を犯しておりました。このことから、取材対応と合わせまして2つの失態を発生させてしまったということでございます。この点につきましては深くおわびを申し上げ、引き続きご理解をお願いいたしたいと思っております。失礼しました。

また、時期、内容ともに正しく提供をさせていただきまして、今後とも気をつけてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（国清一治君） 4 番議員。

○4 番（麻植秀樹君） これからもよろしくお願いします。

それから、本題に入りたいと思います。

このバスを購入することによって、本当にメリットばかりなのかなということをお聞きしたいと思います、事務局長。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） バスを購入することのメリットということでございますけれども、3 点大きな点があると考えております。

まず1 つに、運行に係る経費の節減でございます。現在のタクシー運行から公用車対応による運行に移行した場合には、約年間70万円のコスト削減につながるものと試算をしております。もちろん運行につきましては、業務委託と考えておりますけれども、この委託費の中には、人件費それから整備検査費、損害保険料等を含んでおります。

それから2 つ目には、乗車の定員オーバーに係るコスト高ということでございます。現在の運行では、乗車が9 人以上の場合には、現行のジャンボタクシーにかわる車両となりますと、マイクロバスを使つての運行費用となりまして、経費がかなり高くなってまいります。また、マイクロバスを使わずに、普通タクシーの増便を考えるとしましても、当然経費がその分増額してまいります。

それから、3 つ目としましては、公共性と公平性の確保でございます。町営化とすることにより、町民への地域公共交通運行という形で公共性が保持されるとともに、乗車利用料を徴収し、既存の公共交通のバス路線運行に近い運行形態にすることにより、公平が確保されると考えております。

一方、デメリットとして考えられますことは、万が一運行事業の中止を余儀なくされたといった場合には、この公用車の管理と新たな活用策が必要となりますけれども、乗車定員が14名ということから、普通免許での運転ができないため、誰しもが容易に活用できないとこういふことは考えられると思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4 番議員。

○4 番（麻植秀樹君） それから、その次にこのバスを購入しようということになっ

た経緯は、どこから発生したんですか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） この運行につきましては、昨年4月から実施をしまいいりまして、試行ということで1年間となったわけでございますけれども、この間の利用実績それから保護者の継続をしていただきたいという要望もございまして、当初計画どおり継続的に事業を進めていくことが適当と町といたしましては判断をした上で、さらには保護者会から現在の利用、予約の推移ですか、それから登録の人数からいたしまして、ジャンボタクシーでは乗り切れない場合というのが予想されます。それで、一回り大きいバスをお願いしたいという保護者会からの要望もございまして、14人乗りのコミューター、マイクロバスになりますけれども、調達をしたいという方向性を町としては出しております。

それからもう一つは、財源確保についてでありますけれども、これにつきましては、研究しました結果、購入費の財源が確保できた、この財源といいますのが過疎対策事業債、ハード事業を適用いたしまして、購入費に340万円を充当をいたしたいというところからでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 経緯はわかりました。

それで、この事業を執行するに当たって、進め方は正しかったんかいなということで、先ほどの答弁と少しかぶるか、教育委員の方の意見集約の時期とか内容はどうなっていますか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、この運行事業につきましては、基本的な考えとしまして、町の総合計画のこの中の後期基本計画が一番本元にございまして、それから勝浦創生総合戦略並びに教育大綱、こういった計画の中にも盛り込んでございまして、事業内容それから事業の進捗状況につきましては、逐次毎月の定例教育委員会を行っておるんですけれども、この場で情報の共有をさせていただいております。

また、先般3月の定例会が16日ございましたけれども、新年度の運行を町運営に

よるという運行でございますけれども、この内容につきまして、概要等を教育委員の方々にはご説明をさせていただき、ご了承をいただいておりますというところでございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） それから、保護者が18日だったか、説明会、このときの時期は18日だけ、内容とかそのときの意見の内容なんかは発表できますか、できなかったらええんですけど。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 先般3月18日の土曜日でございましたけれども、保護者会を開催をさせていただいております。このときお集まりをいただきましたのは、新しい方々に参加をいただくというのが一番の目的でございましたけれども、現メンバーに加えて、新1年生となる生徒の保護者の方々にお集まりをいただきました。これまで利用されておられなかった方は欠席をされておった方が多かったですけれども、この場で新年度の運行の概要等につきまして、新しい方もおいでますので説明をさせていただいたところでございますけれども、結論といたしましては、新たに2人の利用者登録が3人になるかもというところはあるんですけども、2人の利用者登録をいただきました。利用したいということでございます。さらには増員をどんどん図っていただきたいというのがこちらの要望でございました。中身としましては、新しい方とそれから従来から活用されている方につきましては、停留所を利用するというようなことで、時間的には変わらないんですけども、どこで乗るか、それからまず乗る場所です、そういったところの確認を把握をさせていただくというのが主なところでございましたので、そういうふうなところの内容でございます。

以上です。

出席の人数は、新規の方は2名でございました。参加です、全員では7名でございました。こちらはその倍ぐらいを予定しておったんですけども、従来から利用されている方は欠席ということで、役員の方には全員参加をいただいております。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） これも学生さんが南へ行くのに必要な非常に意味のあるプロジェクトとも考えてます。

それで、一つここへ行くまでに、2ナンバーだから大型になりますので、いろいろとあって委託という方法をとったのだと思いますが、そこで運輸支局の輸送課のほうでの協議とか協議内容というのを教えてください。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） この運行に当たりましては、前段に運輸支局の登録が必要となってまいります。それで、開始に当たりましては、折に触れ運輸支局には何度となく協議をさせていただきました。協議内容といいますと、支局のほうでは登録申請に係る手続上の助言、ご指導をいただくというのが主でございました。どういった手続が必要になるとか、どういった関係書類、そういったもろもろのご助言をいただいております。

あと運輸支局以外になりますけれども、県それから阿南市の方面に入ることです、徳島県阿南市、それから阿南市の自治体関係、それから旅客の事業者は徳バスさんと阿南バスの旅客の事業所、それから小松島、阿南両警察等々の事前説明を行いまして、2月10日に地域公共交通会議というのを開催をさせていただいて、関係部局のご賛同をいただいたというところでございます。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） ここには書いてませんが、通告書には書いてませんが、1つだけ。

入札はいつごろになりますか、車両の、アバウトで結構です。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 本議会におきまして予算をお認めいただきましたら、4月新年度予算ということになりますので、4月当初に入札にかけられる段取りで持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 関係資料をそろえて、なるべく早いうち運行させていただきたいなと思います。

最後は、沼江の子育て交流支援センターに関連する質問をしたいと思います。

いろいろと他町村でも問題になっております、リサイクル法の手続ということで、

少し聞きたいと思います。

今回の沼江の交流支援センターは、これは県に提出はされておりましたか、福祉課長。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 3月1日の徳島新聞朝刊記事の件でございますが、建設リサイクル法で定められた徳島県知事の通知を行わずに解体工事を実施した他町の事例を見まして、即日県建設管理課及び東部県土整備局に問い合わせたところ、同法施行令第2条1条に該当する工事規模であり、同法11条に規定された徳島県知事への通知を事前に着手するというケースでございまして、できておりませんでした。すぐに指導を受けまして、規定の通知書に遅延理由書等を添付して、3月3日に提出いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 3月3日に提出済みということで、1つだけこれ気にせな。

これは、なぜ提出できなかつたんですか、3月3日まで。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 解体以前に提出できなかつた原因といたしましたら、昨年6月に開催された建設リサイクル法の説明会と情報を知り得る機会がありながら、なお同法の趣旨、手続について十分理解していなかつたというのが原因でございます。今後はより法令遵守を基本とした事務執行に努めたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 福祉課だけでなく、各課一緒だと思うんですけども、こういうことがないように努めていただきたいなと思います。

それと、この工事に関して、取り壊したときの産業廃棄物とかそういうなんが相当リサイクルにかかわることですけれども、その処分はどないしたんかいなど。課としても、そのような手続は全部されておったと思うんですけども。どうですか、そういうのは確認は全部できとったんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 本工事の管理委託業者との連絡をとり合い、取り壊しから運搬、中間処理、最終処分まで有資格者業者による作業、そして許可を受けた車両によりまして、許可を受けた事業所、処分場に運搬処理等都度都度ではございますが、確認しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 確認しております、それはどのような方法で確認をされたんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 現場のほうとしましては、8月29日に現場説明がございまして、そこから9月末までの解体期間でございます。コンクリートがら処分までの解体処分でございますが、その期間終日現場を監督したわけではございませんが、要所現場には行きました。特にアスベストが含まれている固形屋根の解体、撤去、運搬までは、民家までの粉じん防止等の確認、さらに風の強い日は特に警戒をしておりました。おかげさまで特に何事もなく済みました。日々の管理業務は、委託業者により基準どおり適正に処理できております。確認方法としましては、特定建設資材廃棄物の処分工程に係る調書及び産業廃棄物マニフェスト等の提出が義務づけられておりますので、都度都度に確認しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 大体そういう公共工事でアスベスト、産廃、リサイクル関係の移動をするときに、全てではないと思うんですけども、役所の方が立ち会う、また運搬それから処理する現場へ行って、同乗していろんな写真を撮りとするのが大体通例だと思うんですけども、そのようなことをしないで、違う方法で確認したということですね。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 先ほども説明させていただきましたように、法に定められたやり方で、処分工程に係る調書、マニフェスト等で写真等で確認できる部分もございました。また、風の強い日の解体事業、その粉じん等の折には、先ほども申しま



したように、都度都度現場で私ないし係あるいは建設課のほうでも協力はしていただいております、都度都度ということになっております。ご心配に及ぶような違法処理とかそういうのは一切ないと確信しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 1つだけ、アスベストが含まれておったということで、その解体のやり方というのは確認は。非常にアスベストというのは有害な物質でありますので、その現場は確認はされましたか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） アスベストの状態は、最も固形アスベストの含有の屋根材料ということで、ビニールシートでまとった状態を含めまして、きょうから始めますという連絡を現場のほうから受けましたので、その防護柵の状態であるとか、そういうのは確認しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 現場に行ってる。

○福祉課長（大西博己君） その防護で状態とか取り壊しの作業中の工程あたりで現場へは行っております。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 現場へ行ったけど、これが適切に処理できたというて、その確認というまではしてないな。というか、アスベストが含有されている物質に関してはこういう処理の仕方をせにゃいけんというのも、認識はなかったということやな。業者任せということですね。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 国、県で定められた適正なやり方でやっておるというふうに、法律で義務づけられた調書で確認はできておまして、実際に取り壊して屋根からおろすところとか、積むところ、現場におりますけども、最初から最後まで車両が出発して、その車両がしかるべきいて、そこへ処分したという現場まで随行まではしてありませんが、適正に処理できたと確認はしております。

以上です。

○議長（国清一治君） 4番議員。

○4番（麻植秀樹君） 堂々めぐりになりますので、とにかくそういうなんがありますので、後で住民の方から何十年かして肺気腫になったとかというて出てきても困りますので、くれぐれも解体にしても何にしても、工事に関しては慎重に行ってほしいと考えております。

これで4番議員一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で4番議員麻植秀樹君の一般質問は終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

6番籧公一君の一般質問を許可します。

籧公一君。

○6番（籧 公一君） 議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思いますが、WBCの結果は惜敗に終わったそうでございます。残念なことです。季節はいよいよ春本番やと迎えますが、詠み人知らずの国、もういいかい、首をかしげて出るワラビというのがあります。これからはタラ芽、ワラビ、タケノコなど春の山菜が食卓を飾ることと思います。

それでは、通告表に沿って質問を進めていきます。

この4月から始まる大きな事業として、救急車に救急救命士が同乗し、町民の命を守る業務に大きな期待が寄せられていますが、それを最大限に生かすには、救急車の一刻も早い現場到着が不可欠であります。つい最近の出来事ですが、救急車が到着するのに非常に時間がかかった事例が発生しました。実は私も以前に交通事故の現場に居合わせ、実際に救急車が来るのが非常に遅く、現場にいた多くの人たちもどうなっているんだと怒りさえ覚えたことがあります。

参事に尋ねますが、2月26日未明、西岡地区で発生した交通事故への出動について、当日の経緯を時系列的に説明してください。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 2月26日未明に起きた山西地区での交通事

故、この経緯を時系列でご報告いたします。

まず、3時3分に携帯電話から徳島市消防本部に救急要請の入電がありました。携帯電話で119を電話したときには、勝浦町であれば徳島市の消防本部または阿南市の消防本部の司令に入電することとなっております。この救急要請の入電があつて、徳島市消防本部から勝浦町の119、役場の宿直室にある電話に転送されました。宿直者が対応して、救急詰所内線119番に転送したはずが、誤って短縮ダイヤル199番、199、勝浦病院に電話を転送し、救急要請ですと言つて切つてしまった。勝浦病院では、役場に119に外線から電話が入つて、勝浦病院のほうに短縮ダイヤルで転送されても、この電話はつながらず切れてしまうこととなります。これで病院の宿直も状態がよくわからず、そのままになっていたところ、通報者から再度救急隊に電話が入り、それが3時15分です。その通報があつて、3時22分に救急車が出動しました。3時26分現場に到着し、患者を乗せて、3時40分現場を出発、3時55分徳島赤十字病院に到着したといったところが経緯でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 今3時から時系列的に説明してもらいましたが、今回原因は、宿直職員の接続ミスというようなことで、約20分余りが現場到着まで時間がかかったということになると思います。今回の事例は、役場としてはまれなケースとは思いますが、しかし、当事者にとってはそれが全てであります。救急車を呼ぶ場合、脳梗塞とか多量の出血など、一分一秒を争うときが多くあります。それで、呼ぶほうとしたら、救急車がすぐに到着して当たり前と思われていますから、待つ時間というのは非常に長く感じるわけです。今回は接続ミスということだったんですが、それともう一点、おくれるもう一つの要因として、既に救急車が出動中に別の要請があるという場合も考えられますが、そのような事例というのは、過去にどのぐらいの頻度でありますか、参事にお答えください。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 救急要請の重複要請ということでございますが、出動した際には記録はしているんですが、これが重複した場合に、全てに出動できないこともあるので、正確な記録はございませんが、問い合わせたところ、年間10件程度はあるのではなかろうかということでございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 年間10件程度はあるということですが、そのときの対応は何かしているのかどうか。例えばその1台が現場に向かっている途中で、当然向かっている救急車は患者さんの容体を確認しているわけですよね、ちょっとしたけがなんかどういふもんなんかと、その途中でもう一つ入った場合、そちらのほうがもっと急を要するというような場合、行き先を変更して、前の要請者には連絡、了解を得るといふような場合があるのか。それか、もしくは救急車は大きいのと小さいのがあります、2台ありますから、役場の職員が就業中、職員が役場におるとき、1台が出払って、もう一台に役場の職員が運転して、別のほうに向かうといふような対応をされているのか、そういう事例があるのかどうか答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） まず、重複の通報があった場合ということで、消防車に出動する際に携帯電話を持って乗っております。出動時にまた通報があった場合は、この携帯電話に転送されることとなります。事例とすれば、議員がおっしゃるような出動をして向かっている途中というのは行き先が選べない、まず通報したところに到着して、状況を見るというのが他の消防署においても同様というふうに聞いております。ただ、携帯電話を持っておりますので、例えば赤十字病院に運んだときに通報があって、石原地区あるいは沼江地区などで救急がまた入った場合には、何分ごろ行けますということで、役場まで帰らずに途中で拾うといふようなことはあったといふふうに聞いております。

それから、2台あるうちの1台をとということで、これは既にこの2年間で4回ほど役場職員が乗って、救急隊が出ている間に患者搬送を行ったといふ事例はございます。やはり議員がおっしゃるように、勤務日、通常時間内もたまたま居合わせたときがあったんですが、夜間は難しいんじゃないかならうかといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 1台が出ているとき、非常にこれは難しい問題ではあるとは思いますが、確かに。しかし、何か工夫して、今言われたように、役場の職員で対応できるところは搬送に向かう。これも素人の人が動かしたらいかん場合とか、いろんな

ケースはあると思うんで、安易にすぐ行って搬送してくるということも難しいとは思いますが、そこらの今回の機にマニュアルみたいなものをつくっていただいて、1例でも2例でもそういう出動中の対応ができるというようなことの方法を考えていくべきではないかなと思います。

一番初めの件に戻りますけれども、今回の西岡地区であった交通事故は、119番に電話したけれども、そちらからの転送で接続のミスが起きたということで、救急詰所に早くつなげるには、当然直通ダイヤルをかければいいわけですが、今回私はこのこともありまして、周囲の人に救急車を呼ぶ場合、何番に電話をしますとかということ聞いてみました。あくまでもこれは私の周りの人で、数も36人という非常にNの数は少ないので、全体像をあらわしているとは思いませんが、参考程度に聞いてください。その36人のうち、119番にかける、この中には110番という人もいたんですが、という人が29人、約8割の人が119番。若い人がその中には8人いたんですが、その8人もやはり119番ということで、残りの7人が勝浦町の場合は直接かけたほうがええんやなということは知っている、ただしその番号は携帯には入れてあるとか、家には張ってあるけれども、覚えてない、何番だったかなというようなことで、42の2500番にかけたらええというのは1人だけでした。この携帯に入れているとか家に張ってあるという人も、家にお年寄りの家族がおって、いつかやいかにやいかんかもわからないので書いてあるというぐらいのことで、かように直通ダイヤルの認知度は低いのです。

そこで、この42の2500番、プレートナンバーも2500番にはなっていますが、そこまで注意を払って見ている人はいないと思いますが、もっと覚えやすい番号に変えることはできないのかというような声を多く聞きました。

そこで、参事に尋ねますが、直通ダイヤルのダイヤル番号を変更すること、例えば現在勝浦町では使われてませんが、9999、これだったら覚えやすいなというような人もいました、それとか42の0119、それから1111とこういう覚えやすい番号に変えることができるのかどうか答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） まず、結論から電話の変更は可能です。NTTと調整をすれば可能であると思います。よく警察であれば、例えば小松島署は

08853の0110と通常の電話です，緊急電話じゃなくて通常の電話であれば，そういったような番号をとっているところもありますし，消防署も同様，先ほど議員おっしゃるように0119に通常電話も設定しておくというようなところがあるかと思います。それに変更は可能なんです，これは42の2500番というのは，さかのぼって調べた結果，平成10年には既にこれで使われていた，今になるともう既に20年近い，認知度は別として使われてきたというところがございます。さらに今各地区で救急救命士が総会などに参って，救急救命業務等の説明をしている際に，またこれも42局の2500番をPRで周知をしております。中には，ああ，そうなんじゃというので自分の携帯に42局の2500番というのを入れている方も，この総会時には何人かいらっしゃるというふうに聞いておりますので，もう少しこの周知ができないかというふうに考えておりますので，今のところで現実的に今すぐには難しいというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 今までの経緯と，それと現在の背景，救急救命士が今各地区にいろいろ区の会とかに出向いて行って，この42の2500番をぜひ覚えてくれというような今PRをしている，そういう最中である，そういうこともよくわかりました。また，既に登録している人もありますんで，そこらあたりのことをどうするんかというようなこともよくわかりますが，やはりちょっとでも早くつなげる方法というのを考えていただきたいと思うんですが，それで今の答弁も参考に今回一番感じたのは，覚えておく必要は感じてるんです，皆さん。しかし，ふだん使わないから，どうもなかなか覚えられない。

そこで，対応として1つ提案したいんですが，皆さんは目につくところにあればええというのはおっしゃいます。特に電話機のところとか，それとか家の台所のところ。そこで，直通ダイヤルの番号を書いたシールです，救急のときにはこの番号にかけてくださいとわかりやすいようなシールを3枚ぐらいを1セットにして，各家庭に配布すれば，各家庭で自分が一番どこが目立つかというようなところに張れると思うんです，それでお金もそないにかかるような話ではありませんし，多分助かる人が多いんじゃないかなと思いますが，そういうことも取り組んでいただきたいと思うんですが，参事，どのように考えますか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 多分42の2500番は、当初はひょっとしてシールをつくったんじゃないかならうかと思います。ただ、今になっては議員おっしゃるように、認知度が低いということでございますので、こういったシールについて、前よりなおわかりやすいようなシールで、各ご家庭にそのシールを配布するというようなことは進めていきたいというふうに思います。

また、救急救命士につきましては、今こちらから頼んだらいろんなことをしてくれます。できれば勝浦広報にシリーズ的に自分たちの業務であるとか簡単な応急措置であるとか、自分たちの持っている知識の中でシリーズ化して知らせていくというようなことも、頼めばやっていただけると思いますので、そういったシリーズに合わせまして、42局の2500番の認知度を高めていくというような対策もとっていききたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） ぜひそのようにしていただきたいなと思います。

この件の最後に町長に尋ねますが、町長は今議会の所信表明でも、今回のこの救急救命士の業務に合わせて、町民の命を即救急救命業務に全力で取り組むと述べております。救急救命業務全体のことはさておいて、私が今回言ってる現場到着までの時間をいかに短縮するか、そのための有効手段を講ずるべきと思いますが、町長はどのように考えておられますか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） このたび起こりました交通事故の救急搬送の業務がおくれましたことを、関係者の皆様方にもおわびを申し上げたいと思っております。

まず、いち早く現場にかけつるというのが、これが本来のこととございまして、当然のこととございますけれども、その以前にこうした再確認をすれば防げたということもございまして、内部でも十分検討もしながら、再発の防止には努めていきたいと考えております。特に今回救急救命士が車に乗るのが4月からスタートするわけとございまして、非常に町民の皆さん方にも期待をされておるところでもございまして、初めてのことでございますので、不都合のないように十分検討も重ねて、悪いところがあれば直していきなりして、いち早い救える命を救っていくという本来の業務

に専念していただきたい。町民の皆さん方から安全で安心して過ごせる町だというような認識も持っていただきたいというように思っておりますので、今後とも、これから4月でございますのでいろいろ起こるかもわかりませんので、そういうふうなことがないように、十分内部でも、また救急救命士との連携をいろんなところで十分チェックもしていきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 町長のほうからは内部体制の見直しも含めて見直すと、またそれに際しては、先ほど参事のほうからも答弁がありました、重複した場合のさらなる有効な手段とか、直通ダイヤルへの認知度を高めると。私が提案したのは、あくまでも1つの例であって、シールを配ったらどうかというのは、もっと有効な手段というのをぜひ考えていただきたいと思います。

2項目めは、地球温暖化対策の町の取り組み状況についてであります。

この件は、私は過去4回一般質問で取り上げてきました。町の実行計画や省エネ政策について質問し、防犯灯のLED化も提言してきましたが、当時はコストが高く、すぐには実現しませんでした。その後単価も下がり、今では町内ほとんどの防犯灯がLED化されています。

県は、ことし初め温室効果ガス排出量を大幅に削減するため、気候変動対策推進条例を施行しました。削減目標は全国トップクラスの水準で、達成のためには県民や企業を巻き込んだ危機意識の共有が重要で、当面平成30年度まで、県民総ぐるみで推進するとなっており、勝浦町も対策を促進していかなければなりません。

住民課長に尋ねますが、役場の取り組みとしては、地球温暖化対策実行計画に基づいて行われていると思いますが、第1次計画は、平成21年度から25年度までのものがあり、現在はその続編として平成26年度から30年度までが策定されています。第1次計画は町のホームページに載っていたのですが、この続編はずっとホームページには載ってませんでした。私もずっと検索しておったんですが、しかし最近になって、ことし2月6日に続編を作成したのが小見出しで載りましたが、この経緯について簡潔に説明してください。

○議長（国清一治君） 節住民課長。



○住民課長（笹 和夫君） 議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどから述べられていますとおり、気候変動を抑制するための取り組みというのが非常に求められております。本町としまして、先ほどご紹介いただきましたとおり、25年度までの間、地球温暖化対策実行計画を策定しまして、役場の事務事業について、できるだけ温室効果ガスの排出を削減しようという取り組みをしております。その計画が25年度末で期限を迎えましたために、平成27年3月に正式にでき上がったわけなんですけれども、地球温暖化対策実行計画の事務事業編を新たに策定をいたしました。その中身につきまして、26年度末それから27年度の実績につきまして、検証のほうは庁舎内で終わっておりませんで、それにつきまして、地球温暖化対策実行計画の検証をいただくために、会議を庁内で開きまして、そちらのほうでその内容につきまして報告をさせていただいてその検証が終わりましたので、このたび2月に掲載をさせていただいたような次第です。時期のほうは約1年ほどずれてしまっているんですけれども、会議に諮りまして、掲載という運びになりましたので、できるだけ早くということで、2月の段階で掲載させていただいたような次第です。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 今説明していただきましたが、26年度と27年度の検証に少し時間がかかったために、ホームページに載せるのがおくれたというようなことで、その内容のことについては私は深く問いませんが、この計画書です、CO<sub>2</sub>発生が一番大きなウェートを占める電気使用量について、原発が停止したということで係数が変更になりました。それで、排出計算値が非常に違ってきました、当初の予定よりは。それを今回の計画書は併記をしてあって、以前の場合だったらどうなる、変更値はこうなりますというような非常にわかりやすくこの計画書はできていると思います。ちなみに、この計画書の作成費用はどのくらいかかったのか、委託先とあわせて答弁お願いします。

○議長（国清一治君） 笹課長。

○住民課長（笹 和夫君） 平成26年度事業で県内のコンサル会社に委託をしております。金額のほうは129万6,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） コンサルに委託して129万6,000円、やはり結構高い費用がかかるんだなと。これは私が役場の中でこの計画書ができたんだったら、非常に素晴らしいなと思ったんですが、やはり委託ということです。

それで、この中身の内容を見てみますと、先ほども言いましたが、平成21年度から25年度にかけての取り組みは、電気料の係数変更がなければと、もう一つ道の駅が増加してますので、その分をアジャストすれば、当初の目標に近い成果は出せているという内容になってます。そして、続編では、平成30年度の目標は25年度に比べて3%の削減となっておりますが、県の目標は2030年、これは平成で言えば42年になるんですが、25年度に比べて40%削減する非常に大きな数字になってます。

そこで、町のほうでは、この2030年度、いわゆる平成42年度に向けては、どのような目標値で進んでいく予定なのか、大きな目標になります、長期の、それについて答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 節課長。

○住民課長（節 和夫君） 県の温室効果ガスの削減目標は、平成42年度で40%減というふうな非常に高い目標を掲げております。これにつきましては、徳島県全体の排出ガスの削減ということで、例えますと森林を植えて、木をふやして、そこでガスを吸収する、そのようなものも入っているように伺っております。

本町の場合ですと、そこまでの数値というのは算定することが不可能でございますので、事務事業編、要するに勝浦町役場としての取り組みとして幾ら温室効果ガスの排出が削減できるかというふうな計画として現在は立てております。これにつきましては、現在の計画ですけれども、先ほど議員のほうからご紹介ありましたとおり、平成30年末に3%の削減という目標を掲げております。これを県の事業のほうの計画のほうを見てみますと、県の計画の中では31年度末に5%削減というふうな目標を立てられております。これにつきましては、事業規模等も含めまして、1年後ろということも考えますし、それから近隣の市町村の動向を見ますと、3%というのは決して低い数字ではないのかなというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 今の答弁ですと、ある程度の整合性はとれているというふうな判断でいいのかなと思いますが、課長も言われたように、勝浦町全体で見れば、役

場庁舎の排出量というのはごくわずかなわけですが、庁舎の中だけですと。多くは民間部門の家庭や事業所、この分野の協力が不可欠なことは明々白々で、そのためにも町のほうは町民会議などを通じて意識の向上を図られているということは十分理解してあります。町内でも民間による太陽光発電も多く設置されているのを見かけますし、また小松島西高校、勝浦高の生徒による緑のリサイクル・ソーシャル・エコ・プロジェクトチームが環境大臣賞を受賞するなど、意識は高まっています。

そこで、引き続き住民課長に尋ねますが、町の広報紙に毎年事業者エコアクション21への認証取得参加を呼びかけています、もう何年もずっと続けているんですが、今までの実績はどのようなになってますか。

○議長（国清一治君） 節課長。

○住民課長（節 和夫君） 本町の広報紙でも毎年事業所等のエコアクション21の認定事業者に登録をしませんかというふうなことでPRをしております。こちらのほうにつきまして、わかり得る範囲で調べてみました。残念ながら、本町内でこのエコアクション21の取得をしている事業所はございませんでした。ちなみに、県内で見ますと、全体で167の事業者が登録をしているようです。これにつきましては、エコアクション21の中央のポータルサイトのほうがございまして、そちらのほうで見ますと、各都道府県ごと、それから各市町村ごとの登録認定業者の掲載がされているようです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 町内での取得実績は、残念ながらないということでしたが、しかし事業者については、業務の上でも熱心に取り組んでいかなければ、事業自身成り立たなくなるような今環境にあると思います。トラックやダンプ、重機については、排ガス基準も非常に厳しくなっていますし、また省エネ車の普及も進んでおります。それで、企業は企業になり取り組んでいるとは思いますが、やはり行政としてもこの町内の業者に、町の方針を理解していただいて、協力を求めていく必要はあると思います。町内の運送業者や建設業界に対して、どのように呼びかけていくのか答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 節課長。

○住民課長（笹 和夫君） 恐らく実際に現実問題としましては、一般のご家庭での排出量それから一般のご家庭で使われている自動車等から排出される排ガスというのが非常に大きなウエートを占めるかとは思いますが。

今議員お尋ねの業者の方々に対して、どういうふうにPRしていくかというお話なんですけれども、具体的な施策として、各事業所にこういうふうなことで温室効果ガスの排出の削減についてご協力くださいという呼びかけをしていく以外には手はないんですが、実際に大きな事業所、例えばトラック運送業者の方々もあろうかと思いますが、ちょっとお話を聞いてみますと、現実にはでき得る限りアイドリング・ストップを職員に呼びかけていると、ただトラックはずっと運転しますので、夏場でありますとか、それから冬場寒い時期でありますとかは、冷暖房をつけざるを得ないということで、そういう場合にはアイドリング・ストップをしなくてもいいよと、ただでき得る限り、可能な限りアイドリング・ストップ等に協力といいますか、心がけていきましようというふうなことで取り組みをされているというお話を聞いております。

このあたりにつきまして、実際に県のほうも生活環境保全条例というのを策定されて、実際に民間の事業者でありますとかにアイドリング・ストップの呼びかけというのをされております。実際に町内でもアイドリング・ストップのみに特化したというのではないんですけれども、例えば駐車場等におきまして、実際にアイドリングはやめましょうと、とまっているときにはアイドリングをやめてエンジンを切りましょうというふうな取り組みをしていただいております事業者がございます。これにつきましては、県下ではアイドリング・ストップ協力店というふうなことで、このような事業者として協力しますというふうな名乗りを上げていただいて、店舗等にステッカーを張っていただいて、駐車場でのアイドリングをやめていただくという呼びかけをしていただいている業者が町内にもございます。例えばJAでありますとか、それから郵便局、商工会、コンビニエンスストア等がその事業者として登録をされているようです。町としましても、そのようなことを推進していくといいますか、こういうふうな取り組みがありますよというふうなことを、でき得る限りPRをしていきたいなというふうに思います。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 県のほうでは生活環境保全条例でしたか、そういうもんもあ

って、各業者には個別に推奨している、対応をお願いしているということですが、ぜひ町としてもPRをして、この促進に寄与していかなければならないと思います。

次に、産業交流課長に尋ねますが、先ほど住民課長の答弁の中にもありましたが、県はこの削減目標を達成する鍵は森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収で、間伐などで森林整備面積をふやしていく、基準年度比25%増を目指すとあります。勝浦町でも以前に全額国費による年間1,000万円の予算で美しい森林づくり事業を行いました、5年間の計画のうち、残念ながら2年間しか実施できませんでした。その後林道の整備も進み、間伐もしやすくなったと思いますが、現在勝浦町ではどのぐらい間伐が進められているのか、最近の動きについて答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 間伐の実施についてという質問をいただきました。

平成25年からの数字を申し上げます。平成25年勝浦町といたしましては25ヘクタール、26年に44ヘクタール、27年に38ヘクタールというところでございます。28年度につきましては25ヘクタールぐらいを見込んでおるといった内容でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 今実績を報告いただいたんですが、私はこれは専門外で、今の面積です、25、44、38、25でしたか、これがこのペースで行くのが、県の目標とに対して進んでいるのか、大体沿っているのか、おくられているのか、大ざっぱな判断で結構ですので、どのような進捗状況になるんですか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 勝浦町におきましても、国が32年度までの8年間におきます間伐年平均52万ヘクタールの間伐を実施するという目標を定めてございます。県におきましては、国の指針に基づき、同8年間の間で年平均6,800ヘクタールの基本方針として目標を定めております。それを踏まえて、勝浦町におきましては、平成25年9月ですけれども、町の特定期間伐推進計画を策定いたしまして、年平均128.2ヘクタールを目標面積として目標設定をしております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） ということは、今国と県の目標また勝浦町の目標を言っていたいただきましたが、それに比べて実績というのはかなり少ないということの、単純にい

うたら3分の1から5分の1ぐらいというようなことでいいんでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 実績値として、25年から27年の平均の間伐面積を出してみますと、町の計画目標値に対して30%弱といった間伐実施率ということになると思います。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） そうしますと、この会議の町長の所信表明でも、林業再生というのがうたわれてます。これは毎年のようにうたわれているんですが、もう一度産業交流課長尋ねますが、今までの実績は実績として3分の1程度、今後もこれは森林整備というのは、先ほど言いましたように、CO<sub>2</sub>吸収に大きなウエートを占めるということですので、かなりペースアップをしていかなければいけないと思うんです。その辺のあたり、今後の方針をどのように立てられていますか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在間伐の実施の仕方なんですけれども、効率的な機械化による間伐材の搬出にシフトしたため、切り捨て間伐が減少し、搬出間伐が主流となってきておるといったことが原因だと考えております。

搬出間伐の場合には、間伐材を販売できるために、所有者の負担が不要になってきておるとというのが現状でございます。従来大面積を間伐できる切り捨て間伐の場合には、事業費の4分の1程度が所有者の負担が生じるといったために、このために切り捨て間伐が現在余り進まないといった状況でございます。それも踏まえて、こういった負担のところというのを、ちょっとしてある程度検討すれば進むのではないのかなというふうにも考えております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） わかりやすく言ったら、やろうと思ったらできるということですか、予算の問題とか手間の問題とかがあると思うんですけど、そこらあたりを素人にわかりやすく、いろいろ林道の整備も進んだんでしょう、生比奈財産区のほうもできるようになったし、立川のほうも進みますし、だから進めようと思ったらできるのか、何か弊害になるものが逆に言ったら何なのか、それを取り除くにはどうしたらええのかということをお願いします。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後 2 時14分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在間伐事業につきましても、徳島中央森林組合の方に委託して、間伐のほうを実施してございます。ただ、森林組合のほうにも事業を大規模に実施するというような現在手間的な問題とかもございまして、森林組合が受けれる事業量自体も今現在は限られておるんでないかなというふうには考えております。そこらのあたりの問題と所有者負担の問題が出てくるといったところが現状だろうと思います。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） それは町長の所信表明ですので、町長に尋ねます。

今言いましたように、以前は美しい森林づくりのときは、水源地の涵養とか防災対策ということで進めてきたけども、境界がはっきりしない、地籍も終わってないということで、2年間で終わったということは私も知っとんですが、今回県のほうの大きなテーマとして、CO<sub>2</sub>削減というようなことで目標も立ててますので、それに対して、町としては森林整備をどうしていくかと。町長は、林業再生で森林整備は必要だということを述べてますんで、どのような思いでこれを言われたのかだけ答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 林業につきましては、何年か前に美しい森づくりというようなことで、あれは目的を持って水源地の上部の森林を整備することによって、多面的な目的である水源涵養をさらに増していこうというような目的で、個人負担のところは町費を乗せて、所有者にしてみればただで間伐ができるよというようなことでやって、比較的過去2カ所、久国、棚久、そして生名の水源地の上部は所有界が意外とはっきりしておりましたので順調にできた。本当は先ほど申し上げましたが、中横の上部も本来ならすべきところだったんですけど、なかなか境界の明確化が図れないというようなことで、事業もストップしたということでございます。状況は少し変わ

りまして、中山のほうも地籍のほうができましたので、所有者の人の同意をもらうことによつての間伐というようなこと。間伐をすることによつて、非常に水源涵養、CO<sub>2</sub>の削減にもつながるといふことははっきり出ておりますので、今後とも、森林組合が少し手間も不足しておるといふようなことも言われておりますけれども、できるような方向で所信でも述べているところでもございまして、決して諦めたわけでもございませんので、その点についてはご理解いただきたいと思つております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 町長の答弁では、やはり体制が十分整わないところをこれからは整えていくといふようなことで、ぜひこの森林整備はいろんな面で効果があると思ふんで、防災の面も含めて。町長もずっと林業再生を言われてますんで、これはぜひ取り組むべきではないかなと思ふます。

次に、副町長に尋ねますが、今後もこの進捗状況は、数値をもつて実績の検証が大事だと思ふますが、役場庁舎内の実績は、先ほども住民課長も答弁していただいたとおり、きちつと数値で出せる体制は整つています。それ以外について、先ほど言いました家庭の部門とか事業所、産業や運輸、それらを各部門ごとに集計、県のほうはこれを集計していますが、勝浦町としてどのように進んでいるのかといふのを把握することは、数値で算出することはできるのかどうか答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） ただいま節議員さんのほうから、地球温暖化法、いわゆる地球温暖化対策の推進に関する法律で定められております数値の目標です、数値についてのご質問がございました。

いわゆる地球温暖化法といふ法律でございまして、同法の中に、地方公共団体の実施計画につきましては、今お話がございました事業所が対象になってくる事務事業編、それからそれ以外の家庭とか産業、運輸、こういったものが対象となつてくる区域施策編、こういった2種類の実行計画といふのが定められておるわけでございます。その中で、地方公共団体実施計画の事務事業編につきましては、全ての都道府県、市町村が策定を義務づけられております。一方で、区域施策編につきましては、同じく同条の中で規定されてるんですが、都道府県等指定都市、それから中核市など



について定めることが義務づけられておりまして、その他の市町村は努力義務というふうになっているということについてはご承知のことだと思います。

勝浦町と申しますと、その中でも区域施策編につきましては努力義務になるかと思うんですけども、現状といたしましては、こういった施策編については目標設定ができないというのが現状でございます。

ちょっと古い27年10月時点、関係省のホームページにこういった策定状況が載っているんですが、1年半ということなので古いデータにはなりますけども、県内で策定をしておりますのは県と徳島市で、あと実際には3団体というふうに出ておるんですが、このもう一つにつきましては、現状のところでは効果といいますか実態がないような状況もございますので、実質のところは県と徳島市のみというところが現状かと思えます。

冒頭にも申しましたけれども、現時点で各部門ごとの温室効果ガスの排出状況については、勝浦町としては把握できていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） いろんな施策については努力義務というようなことだったと思うんですが、実は副町長、この計画がつくるときのずっと今まで過去委員会があったと思うんですが、長は副町長なんです、ずっと歴代。それで、私が今回の論点としたいところは、今のままのこのままの勝浦町の取り組みで、その県なり国の方針、目標と整合性がとれるのかどうかということなんです。このまま行ったらおくれるのか、このまま行ったら、また勝浦町は進んでいるような状態になるのか、それを客観的に検証するもんがなければいかんでしょう。そういうところが今回の私が一番質問したいところなんです。このままでいいのか、さらにもっと促進せにゃいかんのか、それをどのように判断するのか、その基準がなければ検証できんわけですから、細かい数字はともかく、国なり県の目標に対して、町としてできていっているのか、おけているのか、そういう判断をする基準は何かないかということです。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 先ほど住民課長へのご質問の中でもそういったものについては触れていただいたと思います。

もちろん県全体として40%の目標を掲げた以上、それに沿って各市町村が努力することが、ひいては県全体の施策につながるということは自明の論でございますので、勝浦町としましても、これの県全体の目標は大きな目標として、先ほど住民課長からご答弁ございましたように、県の目標、事務事業編につきましては5%という目標に対して、勝浦町では3%、年度の違いとか踏まえますと、ほぼ整合性のとれた目標と掲げているという答弁をさせていただきました。こういったところで、勝浦町といたしましても、県全体の施策に整合性がとれるように引き続き頑張っていきたいと。ここ部分は努力じゃなしに、必ずしていかなければいけないというふうに認識しています。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（鄧 公一君） 裏を返せば、県が目標を達成していけるんだったら、勝浦町もいけとんやなというあかしになるというような大ざっぱな捉え方もできると思うんですが、そこで最後に今言いました実績の公表、これは法律で義務づけられてます、各自治体がしなければいけない。ただ、勝浦町の場合は、私が見る限りでは、ホームページ並びに広報でもできておるように思わないんですが、そこらあたりはどうなってますか、副町長。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 議員が今おっしゃったとおり、この実績の公表につきましては、法律で定められた内容でございます。

ありていに申しますと、この事務事業編の実行計画に基づいた役場としての事務事業についての温室効果ガスの排出状況についての集計公表につきましては、平成24年度ぐらいまでであろうかと思えます。それ以降につきましては、25年、26年度につきましては、できていないのが実態でございます、これにつきましては真摯に町民の皆様、議会の皆様方に対しておわびする内容であると思っております。

直近の平成27年度の件でございますが、先ほどこれも住民課長のほうから経緯というところでご答弁させていただきました。先般平成28年度勝浦町地球温暖化対策実行計画推進委員会は、これは先ほどご紹介いただいたとおり、私が委員長をさせていただいているわけでございますけれども、これを開催させていただきまして、27年度末におけます二酸化炭素の排出量、この状況につきましてご報告させていただいて、検

証いただいたところでございます。この推進委員会におきましての結果につきましては、近々公表するというご理解賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） この質疑の中で住民課長から、26年度、27年度は検証できたからホームページに載せたということをお初めに話した、ということは検証はできておるわけですね、27年度末の分は、それが公表できてなかった。たしか私も聞かれたことが2回あるんです、勝浦町はこれほどないなとんと。前はホームページに載っておったけど、見てみたら24年度分しかまだ載ってらんで、やはり法的に義務づけられているものですし、まだ検証もできているんですから、これはきちっと公表していただきたいというか、いくべきだと思います。

3項目めは、国保運営の県移管に関してです。

国保の運営が平成30年度から県に移管されますが、この件については以前から一般質問や委員会でも取り上げられてきましたが、あと一年余りに迫っている今になっても、町に及ぼす影響、メリット、デメリットが十分に説明されておらず、新年度予算にも反映されているようには思いません。徳島県国保運営のあり方研究会で平成26年1月から議論を重ねており、取りまとめを発表していますが、その内容について、県と市町村の担当者レベルではどのような検討がなされているのかについて税務課長に尋ねますが、まず国保財政の基盤強化についてですが、国の負担金や交付金割合を引き上げる必要があるとのことですが、この見通しはどのようになっていますか。

○議長（国清一治君） 笹山税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 国の療養給付費負担金は、平成18年から23年度で34%だったものが、平成24年度から32%に引き下げられました。引き下げ分につきましては、県の特別調整交付金において2%程度の交付措置を行っております。このような経緯もあり、国の負担金、交付金の割合の引き上げは余り考えられないのではないかと理解しております。

ただし、現在はぐくみ医療などの地方単独事業分の医療に係る調整率につきましては、全国的に行われている事業範囲においては縮小の動きがあり、未就学児童分について調整率がなくなる可能性が高いと思われま。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） この研究会のほうでは、引き上げが必要やということを述べているんですが、今のを端的に言うたら、逆に国のほうは非常に厳しくなっているというようなそういう判断でええんでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） そうでございます。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） 考えられんことではないわけですね、そういうことは。ただし、これをどこの政治的な機関として上げていくかというようなことなんです。今はただ研究会でそういうことが必要と言うただけなんで、今後は後にも出てきますけれども、きちっとした組織で声を上げていかなければいけないと思うんですが、もう一点、その研究会の中で複数年度での運営というものが検討すべきというようなことも言われてますが、これの実現性というのはどんなですか、当面ありそうなんですか、そういう複数年度に運営するに移行していくというようなことは。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 県の運営方針が全くまだ決まっておりません。複数年度への運営の移行に係る協議もないことから、現在のところは予定のないものと考えております。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（節 公一君） 全般に言えるんですが、また先ほども言いましたように、事ここに至ってまだ何も決まっていないというのは、これは大きな問題ではなかろうかと思うんです。後々二、三点質問していくんで、その中でも触れるかと思えますけれども、それでは2点目として、県と市町村の役割の分担です。県は移行に向けて、体制の整備というのはどのように進んでいるんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 県と市町村の役割分担につきましては、現在徳島県国保運営連携会議で協議中であり、まだ何も決まっていないような状況でございます。県からは、県として実務的なことを行うのは難しいと言われており、国保連合会が行え

る事務，例えば市町村間の高額療養費該当世帯情報の連携などについては，国保連合会へ委託される見通しでございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 今まだ決まっていない，ほとんどのことが。これに対する不都合というのは何かあるんですか，それともこのまま行ってスムーズに行けるんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 一番冒頭に議員がご指摘ありましたように，もう時間が迫っておりますので，町としましても，一日も早く具体的な状況を県が提示してくれることを望んでおります。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） それに対して，町のほうから急ぐべきだとか，いつぐらいにそれが決まるとか，そういう要望なり問い合わせというのはしているんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 私もまだ就任して1年ならないのでございますが，一度だけ春過ぎぐらいに課長の会がございまして，その席で全県の課長さんができるだけ早くと言ってほしいというふうなことを申し上げましたが，それからとも余り進んでいないような状況でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 県のほうはどんなような，例えばいつぐらいまでに説明をとりあえずはしたいと思いますが，そういうある程度日程を区切ったようなそのときの答弁というのはあったんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 日程を区切ったような返答はございませんでした。現在もそういうふうな連絡とか報告とかはないです。担当者レベルの会は，月に1度ぐらいの頻度でしているような状況でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） その担当者レベルというのは，町からも出席しとんですか，誰かが。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 各市町村から1人ないし2名の担当者と県の職員によって2つのワーキンググループを形成して行っていると聞いております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） ということは、課長は、その担当者からはその内容については報告を受けているわけですね。それについて、課長のほうはどのように判断してますか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 具体的に進んでいないと、いろいろお話をしているようですけれども、進展はないというふうな報告を受けております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 傍観者のなんで、もっと真剣にそこに入って行ってせんと、これは大きな問題ですんで、一担当課だけのことではないと思うんです、町全体のことにもなってきますんで、そこらあたりのことはぜひスピードアップして行ってもらいたいなとは思いますが、それでは町は現在特別会計でこれをやっていますが、制度としてはそのままこの特別会計が残っていくんでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 特別会計としては現在そのまま残ると思っております。しかし、予算の内容につきましては、どのような枠組みになるかまだ決まっていないということかなと思っております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） そうしたら、ちょっと進んで、現在町は、町独自で低所得また中間所得者に対していろんな対応をしていますが、こういう対応は今後も町独自としては十分していくことはできるようになっているんですか、そこはどうなんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 議案第17号による改正でもお願いしましたように、平成29年度から2割、5割軽減の適用範囲は広がるようになっております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（筈 公一君） それから3点目に、保険税及び基金の取り扱いについてですが、町への影響が一番大きいのはこの点だと思うんです。県内の現在の市町村の保険税は1.7倍の格差が生じています。これを中・長期的に平準化する制度になりますと、比較的低い水準の勝浦町の保険税は、高い徳島市などに引っ張られて大幅にアップすることが予想されて、これが最も危惧するところであります。当面の保険税と中・長期的な見通しについて尋ねますが、そのことについてはどのような協議がされていますか、課長。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 県への納付金の計算では、各市町村の医療水準などをもとにしており、県下全ての税率が同じにはならない予定のようでございます。現在の話し合いでは、後期高齢者医療のような統一の保険料の導入は難しいとの意見が多数あり、各市町村の裁量によるところになろうかと思っております。ただし、現在勝浦町の国保税率は、本来値上げすべきところを、繰越金もあるため税率を上げていないという経緯があり、繰越金がない場合は1.5倍の税率になってもおかしくないような状況だと判断しております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（筈 公一君） 繰越金のことは後でも質問しますが、今の答弁では、統一した同じ水準の保険税にはならないということです。そしたら、それでも各県に運営が移行されると、当然分担金というか負担金ですか、そういうことというのは各市町村には発生するんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 県への納付金ということで発生するようでございます。

ただいま試算なんかをしておるようでございます。平成28年度も試算をしましたが、これは全国的にいろいろ問題があったため、また平成29年度中での試算において変わる可能性があるので、具体的にどういうふうになるかまだ決まっているとは言えないんですけれども、分担金として県へ納付金が発生するというところでございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（筈 公一君） ということは、28年度で一旦1回は試算してみたというようなことでも、問題があるから先送りしていると。考えられるのは人口割とか言われる

部分とか、そういう部分があつて、勝浦町にとって、要はメリットになるかデメリットになるのか、ここも大きな問題なると思うんです。これは、いつぐらいまでに金額的というのは出る予定なんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 平成28年度の試算が昨年28年11月ぐらいに出しておりますので、29年度もまたそれぐらいになるのかなと思っております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） そうしたら、これも最後に関係してくるんですが、29年度の11月というのでは非常に遅いのではないかなと、来年度の予算編成の関係でありますんで、勝浦町やったら12月ぐらいと思いますけど、県だったらもっと早いに予算編成の準備に入ると思うんで、そこらあたりを後でも予算のことについては聞きますが、それでは基金の取り扱いです。勝浦町は現在約1億円の基金がありますが、この取り扱いについてはどのようになる予定ですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 基金についての方針も全く示されておりませんが、全ての国保事業が県の運営になるわけではなく、保健事業など、市町村間において差が激しいものについては、各市町村での運営となる可能性が示唆されております。このように、市町村間で差があるものの取り扱いについては、今後の協議によるということでございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） わかりやすいに言うたら、各市町村間での差を埋めるために、いわゆる緩和措置みたいなんにこの基金は使える、勝浦町独自でこれは使えるという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） そういうふうな考え方で結構かと思えます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） それでは、先ほど出ました繰越金の見通しについて尋ねますが、以前は繰越金は勝浦町の国保財政の3億円近くありましたが、28年度末には約1億3,200万円の予想となっております。近年は単年度の赤字が続いた結果と思えますが、



29年度は今回予算も提案されましたが、最近の動向から見て、国保運営のこの繰越金はどのように推移するような予想となっておりますか、税務課長。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 4月支払い分の療養給付費や調整交付金も確定をしていないため、きっちりとはわからないところがございますが、どれぐらいかと雑多に申し上げますと、1億5,000万円ぐらいは確保できるのではないかなと、これは私のあくまで私見でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） ということは、28年度末に比べて変わらん水準では推移するというような想定でよろしいのでしょうか。ただ、未確定な部分はあるというのはわかりますし、また今年度の税額が確定するのが6月ぐらいになるということはわかるんですが、それを見込んで、最近の傾向から見て、29年度はそのぐらいは確保できるというような見通しを持っているということではよろしいのでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） そういうふうに詰めていただきましたら、私のあくまで私見でございますが、補正予算をお願いをしていますのでは1億9,363万8,000円の補正でお願いし、予算では1億3,186万2,000円をお願いしているところがございます。この間でということで1億3,186万2,000円は予算として確保できるのではないかなと思ったときから変わってはいないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 最後に、町長に尋ねます。

今までのやりとりでもわかるように、まだ県と市町村の間で十分な協議が行われていない、県のほうもなかなか体制的に整っていかないというような状況にあると思います。しかし、先ほども言いましたように、分担金のあり方や負担金、その他についても、来年度の予算編成にかかわってくる話ですんで、スピードアップして決めていかなければなりません。

そこで、それらの協議内容また進捗状況を、その情報は随時提供してもらわないといけませんし、それとともに勝浦町の優位性をいかに保っていけるような内容にしていくか、その提言もしてもらいたいと思っておりますが、町長の見解をお聞かせく

ださい。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 国保運営ということで、平成30年から、いよいよ県において統一したことをやっていくというようなことでございます。

国保連合会のほうにも少しお話を、最近会議もないんですけども、国保運営方針の連携会議ってございまして、これが県が主体となって市町村の職員を集めて、いろいろな議論を聞き取りをしながら議論をして、最終結果に結びつけていくというようなことをやっているようなのでございますけども、担当者の人に聞いてもなかなかまだというような話ばかりで、しかし1年と言いながらも1年もないんと全く同じで、夏ぐらいまでの話だろうと思っております。それは、国なり県なりが時間が来たから急速に結論を出していくんかもわかりませんが、テンポとしては非常に遅いというようなところでございます。

一方では、町村会におきましても、この話題はテーブルには乗っていないのが現状でございます。全く皆さんそれぞれのところで考えているのかもわかりませんが、共通の話題としては議論にはなっていないのが現状でございます。今議員ご指摘いただきましたように、勝浦町の基金なり繰越金の額からいいましても、他の市町村と比べて決して引けをとらない優位性も持ってるんですから、それをいかに確保しながら有利に展開していくためにも、それなりの発言をしていかなんたら、提言もしていかなければならない時期かなと、時期は遅いんですけども、あえてこちらから議論していく必要があるのかなという思いがいたしております。いろいろ助成が出ましたら、またご報告もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） これは、現在の勝浦町の国保は、長い歴史の中で先輩の人たちがずっと営々と築き上げてくれたもんがあります。これをばたばたとした中で決められて、勝浦町の優位性を失うということがあってはならないと思いますので、町長、そのところはぜひ肝に銘じていただいて、いい制度にしていってほしい、制度にしていくべきやと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で6番議員笹公一君の一般質問は終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

9番井出美智子君の一般質問を許可します。

井出美智子君。

○9番（井出美智子君） 議長の許可をいただきましたので、ひな会議の一般質問を始めさせていただきます。

初めてパワーポイントに夕べ触れてみました。町長の所信表明の中には、みかんが香り、笑顔あふれる、元気な町勝浦の実現のためにとございますが、今議会の質問の項目を表題で並べてみました。みかんで栄え、多くの人を訪れ、子育てに優しい町にという中身が今議会の質問でございませう。

まず、1番目が簡易ハウス型貯蔵庫への補助をいうことで質問させていただきます。

ここ数年はみかんの販売価格が安定し、生産者の意欲も大きくなっています。農協職員の話では、ことしも7,000本のみかんの苗木が入ったとのことでございます。また、個人の購入分も加えますと、かなりの量でなると聞いております。

そこで、高糖系みかんへの改植が進み、生産量がふえてきたため、貯蔵庫を必要とする農家がふえております。貯蔵庫あいとらんで、陰のええとこどこぞ知らんで、そういう声が飛び交います。しかし、長年貯蔵庫も放置しておりますと、いざ借りて使いかけると、全部使えないとか、昔式で返って労力に手間がかかって困っているという農家の声が聞こえてまいります。

そこで、セイロ式ではなくて、コンテナ貯蔵式、それも軽トラが入る貯蔵庫、こういうのも高齢化対策として、今勝浦町に求められていると思います。補助要件の見直しをしてほしいと思います。

課長への質問をさせていただきます。

これまでの町の取り組みとして、高糖系への改植を進めてきた成果が結果として出てきているわけです。町の基本方針は、ここ3年のみかんの高値を見ても、ああ、高

糖系を植えといてよかったな、やっぱり勝浦はみかんやな、それが実感を持って語られております。町長を初め、産業課の皆さんのご努力のおかげと感謝します。

そこで、高糖系みかんへの改植補助は、毎年どれくらいあったのでしょうか、課長、お答えください。

○議長（国清一治君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 高糖系への改植補助につきましてお答えをいたします。

平成22年から果樹経営対策支援事業を活用いたしまして、改植を進めております。6年間で改植面積が10.6ヘクタールでございます。園地数につきましては、109園ということになっております。年平均いたしますと、まず1.8ヘクタールで約18園の改植が進んだこととなっております。

以上です。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

10.6ヘクタール、1ヘクタール反当たり昔はどれぐらい上がったらいのか、反当たり30万円の売り上げがあったらありがたいなと言っていたのが過去の話でございます。ということは、反当たり30万円、1丁当たり300万円、10丁にすると3,000万円の売り上げが概算です、ということはこれからも改植すれば、みかんの実がなりかけると、2年ごとに生産量が古木が大きくなるにつれて、1年目にコンテナいっぱいとしたのが、2年置くとコンテナ2杯、もう2年置くとそれが4杯、もう2年置くとそれが8杯というように、生産量が上がっていきます。これから稼ぎ時のみかんの木が勝浦町はふえていくという見通しがございます。だから、もっともっと高糖系みかんへの改植を強めていったらいいのではないかなというのがここ数年のみかん生産農家の思いでございます。引き続き産業課の皆さんのご奮闘をお願いいたします。

もう少し改植のための取り組みを強めてもいいかなと考えております。貯蔵庫への補助はこれまで何件あったのか重ねてお聞きします、お答えください。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 貯蔵庫の助成についてお答えをいたします。

平成23年度からの利用実績といたしまして、合計82件の利用実績がございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 82件もあったわけですか、知りませんでした。だけど、まだ足りないということでございます。

それと、足りないのはどうしてかという、本式の貯蔵庫と建てると、昔式の土壁の貯蔵庫になると1,000万円近くかかると聞いております。幾らみかんが高値といっても、そこまでの投資をするだけの余力はございません。だから、82件にとどまっているのかもしれませんが。

さて、これは改植による生産量の増加見通しはどれくらいかという数字の問題でございますが、これまでみかんの生産量のグラフでもあればよかったんですが、本当ならせっかくパワーポイントを使っているのに、勝浦町のみかんの生産量の推移を入れたかったわけですが、その資料を探すことができなくて、数字をつかむことができませんでした。今後の資料としても欲しいと思いますので、課長、この生産量の見通しはわかりますでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 改植に伴う生産量の増加見通しということでございますが、JA等の技術者等とも確認をいたしました。10アール当たり5年で1トン、6年で1.5トン、7年で2トンというような形の収量が見込めるのではないかとというような助言をいただきまして、それをもとに計算をいたしました。改植によって、平成29年には70トンが増加するであろうということと、平成32年付近には242トン程度に収量がふえるだろうということでございます。ただ、改植前の生産量は考慮していないということでございます。ただ、早生から晩生への比率は改植等によってふえていくということは当然考えれることでございますが、トータル町全体の生産量といたしましては、残念ながら高齢化なり老木園というところがふえていっている関係上、生産量自体がなかなかふえるような事態にはなっていないのではないかなというふうも考えております。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） ありがとうございます。

やはり大事なものは、手入れが行き届いていない老木園ではなくて、生産性、生活を

かけてちゃんと元が取れるみかんづくりあるわけですから、その生産量がふえていくということは大事なことでございます。

みかんづくりの中で、今町で一番大事なことは高齢化対策と言われております。これまでもキャタピラー付きの運搬車の補助、それからローラーコンベヤーの補助、それから貯蔵庫へ入れるときのリフト式の昇降機の補助、さまざまな補助を町は取り組んでくれました、我が家も大変助かっております。でも、それでもやはりみかんは重くて、人を雇って貯蔵するという、コンテナを運ぶということが年々とこたえて、我が家でも湿布は必需品であって、体中湿布だらけになって仕事をしているような状況でございます。これまで以上の高齢化対策は、課長は何かお考えでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 今議員さんのほうからおっしゃっていただいたように、現在の貯蔵庫への搬入時のセイロ昇降機であるとかリフター等の労力軽減については、従来から労力軽減のために補助制度としてメニュー化したものでございます。今後貯蔵庫から選果場、選果場から運搬車へといったようなそういう作業の中で省力化できるようなことが何かできないかといったようなことは、今後も考えていく必要があるのかなと思います。ただ、今現在実際にどういったものが一番労力軽減につながるのかといったところを、具体的に案として持っているわけではございません。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 町長への質問でございます。

これからの高齢化対策として、コンテナ貯蔵を推進してはどうかという項目でございますが、今の20キロのコンテナというのは重過ぎるわけです。もう少し軽く運べるコンテナ、それを勝浦町全体に広めて、十分年寄ってもいけるという、農協と生産者と役場が一体になって、軽量化のためのコンテナを町が導入する、農協も導入する、生産者も導入する、それと貯蔵庫もセイロ式も大事ですが、余力がない人はそのコンテナで貯蔵する、こういった取り組みが今勝浦町にとって、高齢者対策として一番大事ではないかと考えます。しかし、コメリで小型のコンテナを見ますと、20キロの軽いコンテナが大量注文を予約すると500円もかからずに買えるのに、半分のコンテナが700円幾らします。コンテナで貯蔵するといっても、10トン、20トン単位の貯蔵となると、コンテナ代だけでもなかなか回収できないわけです。農協にしても、新たな

投資が要るわけです。だから、これは一気にするのは無理でも、新しいコンテナに買いかえるときは補助を出して、小型の軽量化のコンテナに変えていく、それを5年単位で変えるにはどうしたらいいかというふうな計画を組んで、コンテナと貯蔵庫への補助に取り組んだらどうかということです。

それから、簡易ハウスでのコンテナ貯蔵に関しては、まだまだ経験の蓄積が少なく、手探りの状態です。そこで、モニターさんなんかを募って、貯蔵方法を研究する必要があるのではないかと考えます。貯蔵技術が悪いと、商品のみかんがお金にならないわけですから、そこまでしたくてもなかなか踏み切れない農家も多いわけです。だから、きちっと技術が確立するまではやってみるという農家をモニターになってもらって、どういう方法で簡易な軽トラが入るハウス型の貯蔵ができるのかという研究も農協とか県の指導も受けながら、勝浦型の、高齢化しても楽しくみかんをつくって、お金を稼いで長生きができるという提案ができるような、町長の目玉策として、みかんで香るんじゃなくて、みかんで稼いでにこにこできるまちづくりの一つとして取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 井出議員さんの声が非常に軽やかで、やはりみかんが高値で売れているというような効果が出ているのかなということで、本当にいい話ばかりを聞かせていただきまして、ありがたく思っております。

しかし、私に質問というようなことで、高齢化対策ということは以前からも言われていたことで、当然町内のみかん農家、みかんでなしに、農家の方々の高齢化が進んで担い手がない、高齢化も進んでいるというようなことは言われて、その対策として、新規就農者というような話が非常に出ておるところでもございます。そうしたことも言われております。

コンテナ貯蔵については、いろいろ私も三ヶ日に行ったときに、倉庫の上にコンテナがどんだん積まれておまして、あれって腐ったらどないするんかいな、どないして選別するのかと疑問に思ったこともありますけども、そうした弊害といえますか、それも出ているようでございます。やはり、勝浦貯蔵みかんということで、非常にきめ細かく選別もし、貯蔵技術も高く出ておまして、市場からも信頼されているところでございます。そんなところの市場が悪いみかんを出すわけにもいか

ない、しかし一方では高齢化というような話も出ておりますし、この点につきましては、品質を落とすことなく工夫ができないかなというようなことで、関係者の皆様方、JA初め、所有者の方々、町も一緒になって考えてみる機会でないかというように思っております。コンテナの軽量化ということも言われておりますし、また貯蔵庫のことも言われておりまして、町の補助をしております農業用のハウス施設との区別もしていかなければならないなというようなことで、棚をつけてもらうとかいろいろそんなことも検討もしているところでございますので、議員さんに積極的なご提案をいただいておりますので、十分検討もさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 今の答弁を確認させていただきます。

農業用ハウス施設整備事業が町単でございます。対象規模が1戸当たり2アール以上となっておりますが、みかんのコンテナをコンテナ貯蔵にしては少し面積が大き過ぎますので、この2アール以上というのを外していただければ、適用は可能かなという……。

いや、農業用ハウス施設の整備事業なので、だからこれを外していただければあるので、できるのではないのかなという項目もございますので、多分今の町長の答弁を聞きますと、多分この検討にもう入っておられるという確信を得ましたので、引き続き確かなものにしていただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） ハウスの設備の面積要件の緩和ということが議員さんのご提言でございます。

このことにつきましても、面積のことでございますので、十分検討もさせていただきたいというようなことでございますので、余りできるような話ばかりになったんではいけませんので、きちっと回答をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 相変わらずの玉虫答弁ではございますが、こちらで聞いている議員全員は、多分大丈夫だろうなという感触を十分得ることができました。

私もことしは12月17日の霜によるみかんの被害がなければ、もっと美しい声でもっ



とにここに質問ができるんでございますが、残念ながら一番上の権現さんの下のハウスは、よってもよってもよってもしもやけのみかんでございました。いいみかんが最後に出荷になったら、セイロの3分の1がそれもまだ寄って寄ってでなかなか難しいことでございます。この程度の声に風邪を引いて質問できないのは、みかんもしもやけ、私も今議会風邪を引いてしまいましたので、同じような中身でございます。しかし、1番目の町長への質問は、産業課長ともども、町長がこれからもみかんづくりに邁進する勝浦の農家の皆さんを励ましてくださる内容になることを確信いたしまして、次のほうに参ります。

2番目は、移住支援、空き家改修補助をもっときめ細かくという内容でございます。

平成28年の広報の5月号を見ますと、U J I ターン勝浦町移住支援新築改修等補助制度の中身でございますが、現行の補助要件としまして、5年以上定住、市町村税の滞納がないこと、これは市は入りません、町内に移住される方のために持ち家を貸したい者、これは自己所有物件を貸すための改修であることの注釈がついております、補助金額が費用の10%、ただし100万円を限度、改修の場合が費用の3分の2以内、ただし100万円を限度ということで、空き家を有効活用しませんかという広報の内容でございます。平成29年3月31日までに入居し、勝浦町内に住民登録をすることとございます。

さて、課長へ質問いたします。

きのうの質問の答弁の中で、これまで空き家改修は、平成27年が3戸、平成28年が2戸との答弁がございました。所有者に限られている補助ですが、相続人への補助はできないかということでございます。課長、いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 移住支援事業補助金につきましては、補助金申請者は、所有者から空き家を借り受け、改修許可を得た移住者または所有者が対象となっております。勝浦町移住支援補助金交付要綱で所有者の定義といたしましては、空き家に係る所有権または売却もしくは貸借を行うことができる権利を有する者ということになってございます。また、交付対象者の要件といたしましては、所有者にあっては、補助金の交付を受けた日から5年以上移住者への貸借に供する空き家として登

録し、他の目的に利用しないこととなっておりますので、現在の要綱上は、所有権もしくはそれに基づく権利といった権利を所有した人が申請者ということになってますので、相続人では申請できないということになってございます。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 私の知っている物件は、貸したい人がおって、借りたい人もおるんですけど、残念ながら所有者ではないわけです。別に貸すことも借りることもどこからも異論は出ない実態がでございます。実態に合った利用しやすい工夫をして、移住者をふやす工夫をするべきではないかという点ですが、去年の3月議会で4番議員が空き家バンクの活用をという質問をされました。21年度の調査では、町内に空き家が130戸余りあったのが、27年度の中山間の調査で結果は22戸になっております。去年の登録、借りたい申し込みは9家族あるんですが、なかなかマッチングしないというか、だから21年から27年の6年の間に利用できる空き家でなくなったということかなと私は理解しました。今は貸すこともできる財産になるものが、活用をしなければたちまち邪魔物になってしまうわけです、みんなにとって。さらにいろいろ調べてみますと、おととしの11月議会では、6番議員が空き家利用の体制づくりをということで、町職員だけで取り組むのではなくて、外部団体の育成を検討するという当時の福田副町長の答弁もございますが、まだそういった外部団体の育成の様子も余りございません。ただ、フェイスブックを見ておりますと、大友さんが個人的に宅建の資格に挑戦する、頑張って勉強をして、移住者支援のためにいろんな資格を取る必要があるので、決意をして、病気の治療中にもかかわらず、宅建の勉強に取り組むということがフェイスブックにアップされておりました。これは、個人の努力に任せているのではなくて、町の職員に頑張っているような資格を取りなさいというふうにして報奨金を出す、この資格が取れば、役場がよく頑張りましたというご褒美で職員とか地域おこし協力隊の皆さんにご褒美を出すとかといって、宅建とかそれから土地家屋調査士とか空き家バンクとか移住支援に役立つ資格を専門家に任せるのではなくて、意欲のある若手職員がもっともっと活躍できるように、資格を取ることも奨励したらどうかなと思いました。実態に合った利用しやすい工夫をするということは、こういうことではないでしょうか。課長、そういった取り組みは検討されますか、町長はいかがでしょうか。お二人、町長に聞きましょうか、やっぱし町長ですね。

○町長（中田丑五郎君） 後からします。

○9番（井出美智子君） ほんなら、課長から順番に。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 今この補助金を相続者等へというようなところになるんですけども、県が組織化した「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターというところがございます、そこで今ふえております空き家等の利活用についてを一元的に相談できる窓口がございます。町といたしましても、そういったところを活用させていただき、土地家屋調査士また宅地建物取引業の有資格者、また弁護士等も相談に乗っていただけるというふうなことになっておりますので、そういったところを活用させていただきまして、相談させていただき、補助金の交付要綱が課題が解決して改正できるようであれば、その方向で検討したいというふう考えております。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 担当の課長から申し上げましたとおりでございます、  
「とくしま回帰」の住宅対策総合支援センターというのがございまして、こうしたところで十分専門的な方も大勢おりますので、相談をしていただきまして、問題解決できれば、先ほど申し上げましたように、補助の要綱等を改正する検討もできるのではないかとこのように思っております。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） できるだけ早く相続人にも補助が出るように取り組んでほしいと思います。

副町長への質問でございます。

議会広報委員会で梶原町に視察に行きましたときにも、空き家改修が高知県では上限900万円、補助割合が国が50%、県が25%、市町村25%で、空き家を地域資源に変えている。徳島県にはこういった国からの補助をもらえるような制度はまだないのでしょうか。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） ただいま議員のほうから高知県での補助のご紹介がございました。徳島県にはないのかというようなことでございます。

地方創生の観点から、空き家の有効活用、これにつきましては重要な課題であると

ということで、今ご紹介にありました視察に行かれた梶原町であったりとか四万十町などでも国の補助金などを活用して、町独自で助成のメニューをつくっているというふうなことを承知しております。

国におきましては、平成28年度の事業といたしまして、空き家の活用、除去などに行う地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対しまして、社会資本整備総合交付金とは別枠で空き家対策総合支援事業というものを創設しております。事業主体である市町村などに2分の1補助を行う、こういうメニューを作成されております。ご紹介にありました四万十町とか梶原町につきましては、この制度を活用し、なおかつ高知県が独自でつくっております空き家活用促進事業、こういった事業を創設して、4分の1を上乗せして市町村に交付している、こういったスキームであるというふうに承知しております。

一方、徳島県はどうかということでございます。

徳島県におきましては、先ほども町長それから海川課長からも紹介のありました「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター、これは徳島市の川内町のブレインズパークのほうにございますが、平成27年度に全国で初めて空き家利活用のワンストップ総合窓口として設置されたわけでございますが、これとともに空き家の利活用の可能性を判定する空き家判定士などの登録認証制度も新たに創設したというふうに聞いております。

県におきましては、従来の移住者住宅への耐震化支援、それから空き家の除去費の支援の実施しておったところでございますけれども、さらに28年度からは「とくしま回帰」住宅対策総合支援事業、こういったものを創設いたしまして、空き家の活用方法を公的住宅に限定せずに、空き家の利活用につなげるために必要な資金について等について支援を行っているようなところですので、平成28年度からの事業でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 上限900万円もの補助が出るような制度は、徳島にはないという答弁と理解します。

これは、借り主は二、三万円の家賃で住んで、高知県の事業としては、定期賃貸借期間終了後、最長10年貸し出すわけですが、提供者に物件が戻るわけです。そういう

ふうにしてどんどんと空き家で家が使えなくなって、邪魔物になっていくものを、地域資源にできるお隣ですぐれた施策があるわけですから、ぜひ徳島でも実現できるように、県に町長、副町長が頑張って提案してみてください。900万円もの補助が出れば、本当に空き家が資源に変わります。

先ほど町長から補助の要件を相談に行って、クリアできれば見直すということでございました。これは、相続人の話し合いで所有が明らかになれば補助をするというお答えだったと解釈しますが、先ほども副町長が高知県の四万十町では、900万円の補助事業を行っているという答弁がございましたが、ここは促進事業として、町が空き家を管理することで安心感が生まれて、所有者からの空き家の提供が進んでいるわけです。ここ数年20組40人の移住目標をオーバーしているそうでございます。空き家活用は、所有者、借り手、行政の三方がよくなる地域の振興策です。なかなか町が進んでいない耐震改修やリフォームを施して、定住希望者に貸し出す。勝浦町に20組もの新しい家族が訪れて、40人も人口がふえるということを考えると、思わず顔がにこっとするような町長の顔が今想像できておりますので、勝浦町でもぜひ四万十町のような取り組みを検討してほしいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、先ほどの答弁をさせていただきました、例の相続の関係のことなんでございますけども、再度確認というようなことで、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターに専門家がいるということをお話をさせていただきました。そういうことで相談されて課題が解決できれば、要綱等の改正をすることを検討させていただきたいということでございますので、答えは、もう一度申し上げますけども、そういうことでございます。よろしく申し上げます。

それから、四万十の話でございますけども、先ほど副町長のほうからありましたように、この制度も十分研究しながら検討する必要があるというようなことでございます。いずれにいたしましても、なぜ検討かという、いろいろ課題がるというようなことでございます。そういうふうなことをクリアしていかなければ課題の解決にもなりません。ただ、四万十の件で少し聞きますと、空き家そのものは多くあるけども、実際に空き家として整備して使えるところは少ないんじゃないかというような回答もいただいております、毎年5棟ほどの登録目標にはしておりますけども、平成

28年度は3棟の実績があるというようなことも伺っております。いろいろ調査によつたら努力もしておりますし、そうした課題もあろうかと思っております。そういうふうなことも参考にさせていただきまして、今後とも定住促進、移住促進につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 今の答弁を解釈しますと、四万十町のように、町が直接空き家改修に取り組むわけではない、今までの補助の要件を見直す検討はする、より進めば四万十町並みの取り組みは今後の検討課題というふうに解釈しましたが、移住者のための取り組みとして、町長、副町長、担当課長がきめ細かく相談していただいたということは、今のお三方の答弁でも感じることができましたので、なお一層の取り組み強化をお願いして、次の質問に入ります。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後3時53分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○9番（井出美智子君） 3番目の学童保育支援員の体制強化をとということです。

新年度から、経済弱者に対する支援策で利用者がふえることが予想されます。子供たちが安心して安全に放課後を送れるよう支援することが大切と考えます。

そこで、求められるのが施設、環境、指導体制の強化ではないでしょうか。

課長に質問いたします。

たけのこクラブとちゃいるどクラブの利用人数、利用料は幾らかお答えください。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 両学童クラブの利用人数と利用料金のご質問でございますが、29年2月現在直近でございます、生比奈のちゃいるどクラブは20名の登録、横瀬たけのこクラブは、通常分が29人と長期休暇のみの登録が11名ございます。利用料金は28年度現在、平常保育で両学童とも7,000円、長期休暇を含む月は8,000円です。ただ、横瀬たけのこクラブに関しまして、第2子とか高学年のは低額料金を設定しております。ほか夏休みは、生比奈が1万3,000円、横瀬が1万円と差がございます、

いずれも月額でございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 子供の数がたしか生比奈のほうが児童数が多かったように思いますが、たけのこクラブの人数がすごく多いわけです。これは何か理由がございますか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 確かにご指摘のとおり、児童数は生比奈のほうが多ございますが、学童保育の利用者数は生比奈のほうが少のうございます。この差につきましては、学童保育というものは保護者が仕事等何かをするためにその間預けて、安心して仕事へ行くというものでございまして、両学童保育の保護者の事情の差というのももちろんございますし、保育内容とか指導内容、その他もろもろいろんな要因がございまして、確実にこれが要因というのではないと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 保護者からの要望や相談はどこに寄せられるわけですか。両クラブは保護者が運営していると聞いておりますが、保護者だけが運営していると、いろんな要望や相談はどこが受けとめて、どのようにしているのかお聞かせください。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 運営自体は保護者がございまして、さらに保護者会を理事する運営委員会というのもございます。保護者との相談意見等は、当然保護者会のほうで聞くようにはなっとんですけども、保護者会というのは年に何回も開きませんので、主に指導員のほうに寄せられます。そして、指導員のほうからクラブだけで解決できるような問題は役場のほうに寄せられて、直接保護者の方が福祉課のほうにこんな要望というのは余りないと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） ここで確認でございますが、指導員の指導監督とか、そう

いのはどこが行っているわけですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 両学童ともに県の指導要領に基づいた委託費を計上しております。したがって、その指導要領に基づいた指導員が指導をしょんが前提になっ  
とんですけれども、その指導員が方針と違ったようなケースがあるとかそういう懸念が  
ある場合は、当然役場の福祉課の中に学童保育の係というのがおりますので、そちら  
のほうで適切な指導とか管理をするのは事務分掌の中に入っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 福祉課できちっと相談に乗ってもらえるということござ  
いますね。

では、この間ちやいどクラブを訪ねますと、一番気になること、どうにかしてほ  
しいことは何かございますかと聞くと、クラブの教室と運動場の間の用水が危険で、  
安全対策を講じてほしいと長年要望をしている。ボールが落ちると、指導員がボール  
を拾おうとすると、子供たちみんなが用水をのぞき込んでくるので非常に危ない、こ  
れから田植えの時期になりますと、水が乗って用水の水の量もふえるので、安全上問  
題があるので長年どうにしかしてほしいと思っているので、早期の対策をしてほしい  
と聞いております。

写真を撮ってきましたので、映してみます。

この白のフェンスは用水をカバーしてます、向こう側に見えるのが運動場です、ち  
よっと写真が下手で済みませんが、かなり大きな用水が校舎と運動場の間にございま  
す。ほんで、橋なんです、橋のすき間は小さい子供たちだったら、うっかりすると  
すり抜けていくぐらいの大きさです。これはかなり丈夫そうで、ちよっとすき間も狭  
くなってますが、それをおいたら、指導員にとっては事故が起きてしまってからでは  
危ないので、早期の対策をお願いしますということを頼まれました。課長、よろしく  
お願いします。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 早いうちに指導員の現場のほうの話を聞きに行きますけ  
ども、ただこの水路の管理面サイドの問題なんか、学童保育の安全施設の改善なん



か、そこらは話し合うてみないきませんので、たちまちすぐというわけには。とりあえず現場の状況はすぐに確認して、この水路の管理者側との話も詳細を聞いてきたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 早急に対応をお願いします。もうすぐ田植えの水が乗ってまいります、まだちょっと早いです。

町長への質問でございます。

きのうの5番議員の質問と重複しますが、指導員の充実のためにも、もっと運営体制を強化するべきと考えます。指導員をもっとふやすとか、それから教育の専門知識を持った人を、それぞれのクラブに必ず派遣しとくとか、それからこれは提案なんです、勝浦ならではの取り組みとして、退職教員さんたちの協力などで宿題のサポートなどもクラブで取り組んでみてはどうかと考えます。町長、いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） お答えをいたします。

昨日も5番議員からの質問がございまして、学童保育のたけのこクラブ、ちゃいるどクラブを1つにしたらというのが議員さんの話でございました。そういう話ではないんでしょう。

○9番（井出美智子君） 1つであろうが2つであろうが、指導体制が強化されて、指導員さんが力の合った働き、喜んで働きに来れる環境とか待遇、そういうふうにしてほしいということです。

○町長（中田丑五郎君） なるほど。

私が知っている範囲で、両クラブの特性がございまして、お聞きしているだろうと思っておりますけども、非常に横瀬のたけのこクラブは内容も充実しているというような話も聞いておりますし、宿題も見てくれるということでございます。一方、生比奈のほうは、本来の趣旨でございまして預かりというようなことに主眼を置いてやっているというようなことございまして、いろいろと保護者の方からも話はその点について伺っているところでもございます。二、三年前でしたか、学童保育の指導員の皆さんにも研修に行ってもらって、資質の向上を図ってはどうかというようなことで町

費を出して、研修にも行っていただいたところでもございまして、非常に両学童クラブとも指導内容、また安全管理にも充実をそうした研修を受けておりますので、充実もしているというところでもございます。

下の宿題サポートについては何とも答弁が、今初めて私も聞きましたので、即答するような話ではないのかなと。内容も十分聞いておりませんし、十分な答えができませんので、答弁は控えさせていただきたい思っております。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） これは、タベパワーポイントを初めて打ち込んでいながら、ああ、宿題も済ませたら、預けているお母さんは助かるだろうなと思いついて入れてみましたが、さすがたけのこクラブはもう既に行っているわけです、素晴らしいです。生比奈もたけのこクラブの中身に追いつくように、町長のさらなる指導援助をよろしくお願いします。

次に参ります。

就学援助制度の入学準備金の前倒し支給をということでございます。

勝浦町の広報を、教育委員会の就学援助制度のところをクリックして、パワーポイントに入れようとしたんですが、文字化けして町の広報は入りませんでした。それで、インターネットで一般的なところをちょっと入れてみました。

勝浦町では、生活保護基準の1.3倍の所得基準で適応されますというのを私がつけ加えました。当然皆さんはご存じでしょうが、経済的弱者の世帯に対する国の制度が就学援助制度、それから制度上は準要保護という言葉で使われておりますが、一般的には就学援助制度です。これも町の広報をパワーポイントで入れようとしたら、うまく入らなかったで、インターネットの中の一般的な就学援助制度を受けられる条件で、こういうふうな条件で受けられますということです。

質問に入ります。

子供の貧困が社会問題化する中で、学校教育法に基づく就学援助制度の入学時に支給される入学準備金をこれまでの5月や6月の支給を、入学前に支給する自治体がふえております。勝浦町でもできるだけ早い時期の支給をということで質問します。これは、国会でもの初等中等教育局の担当者が児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう、十分に配慮するよう通知していると答弁を受けて、ランドセ

ルを買う、制服を買う、これはもう早い時期からしますので、5月、6月では制服、ランドセル、お金のかかる時期が間に合いません。それで、勝浦町でもできるだけ早い支給をということで質問します。

事務局長への質問でございます。

勝浦町の入学準備金の支給はいつになりますか。

○議長（国清一治君） 河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 支給月は7月となります。流れとしましては、4月に申請を受け付けてまして、6月に所得要件の調査後に認定をいたします、その後教育委員会の承認を得た後、7月ということで支給をしております。

以上です。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 支給額は幾らになりますでしょうか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 本町におきます援助費の入学支度金の支給額ですけれども、準要保護者と対象に支給をしております、平成28年度それから29年度は同額でございますけれども、小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円の支給額となっております。

以上です。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

準要保護は、28年度、29年度、勝浦町は同額という答弁をいただきました。

その下にございますのが、要保護児童・生徒援助補助金単価ですが、これは29年度は大幅に引き上げられております。新入学児童・生徒学用品費の29年度単価は、28年度が小学校2万470円、これは都市部の金額です、勝浦町は郡部なので1万9,900円になるんだと思いますが、それが29年度は4万600円、中学校が4万7,400円になっております。これは実態にそぐわないということで金額が引き上げられました。小学生のランドセルは、私も小松島の孫にねだられて買いましたが、6万プラス消費税が必要でした。ちょっとしたランドセルでもなかなか買えないなといったことで、そういった実態に即して入学準備金が29年度引き上げられております。勝浦町であれば、当然

準要保護である就学援助費も同じように単価が上がっているという期待を持って質問いたしましたが、残念ながら現在の時点では、28年度と同額という答弁をいただきました。また、町長、教育長、事務局長を初め、検討をよろしく願います。

それで、この判断基準は、前年度の所得で判断されているわけですか。

○議長（国清一治君） 河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 前年度の所得といいますと解釈がしにくいかもわからないのですが、わかりやすく言いますと、去年中の29年度の支給となりましたら、去年中の所得に応じて6月に住民税のほうで確定をいたします。その所得の基準をもって判定をいたしております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 早い時期の支給をしている自治体は、29年度の申告ではなくて、28年度の申告に基づいて前渡しをしているんだと思います。だから、勝浦町ももっともときめ細かい取り組みをしていただきたいと思います。

副町長への質問でございます。

県下でこの前渡し支給をしている自治体はございますか。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） ただいま議員から、県下での実施状況についてのご質問がございました。

この実施状況につきましては、県の教育委員会に問い合わせさせていただきました。当初動向をつかんでいないということが答えではございましたが、親切にわざわざ聞き取り調査をしていただきまして、結論としましては、現在支給している市町村の実態はないということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 3月8日の畑野君枝衆議院議員の質問に、国会で独自に小学校の入学前支給を行っている市町村が全国的に多くなっているの、その動きを踏まえて、国としては検討を行っているかと答弁しています。そして、現時点では、全国で156の自治体はその前渡し支給を行っております。

教育長への質問です。

この就学援助という制度を皆さんなかなか知らない家庭が多ございます。入学説明会のときとか、それから新学期にいろんな自治体で申請書の配布をしております。2016年秋のアンケートでは、徳島市、小松島市、神山町、佐那河内村等多くの自治体が申請書の配布をしております。勝浦町も同じように申請書の配布をしたらどうかということですが、教育長はいかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 議員の発問の中にもありましたけれども、勝浦町におきましては、広報かつうらによる案内のみで受け身でありました。気づきのヒントをいただきましてありがとうございます。突然保護者に案内をすると驚きもあろうかと、戸惑いもあろうかと思えます、また子供たちにもよからぬ心配をかけるのはよくないかと思えますので、そういったところに配慮をしながら、全家庭にこの制度のご案内ができるように研究してまいりたいというふうに思います。気づきをありがとうございました。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。より優しい勝浦町の教育行政になると期待しております。

最後に、町長への質問です。

せかないでください、自分がせいといて。

四国では、八幡浜市が支給済みとなっております。4月予定が高知県の香南市です。勝浦町も4月支給を県下初として支給してみたらいかがでしょうか。子育てに優しい勝浦町として県下初は、町長、いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 四国では八幡浜市が支給済み、4月には香南市ですが予定をしているというようなことございまして、全国でも156といえますか、市町村でやっているということございまして、3月支給している例があるということもご案内をいただきました。この点につきましても、現在国におきまして、要保護児童・生徒援助費の入学開始前の支給につきましても、議論が非常に盛んに行われていることから、今後国の動向を十分注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） するとはおっしゃいませんでしたね，町長。注視するにとどまりましたので，4 月中期待をしながら町長を注視して見守りたいと思います。

最後になりましたが，野上参事，大西福祉課長，お二人とも長い間大変お世話になりました。本当にありがとうございました。今後とも健康に留意され，勝浦町発展のためますます尽力してくださるようお願いして，私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で9 番議員井出美智子君の一般質問は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

あすは午前9 時30分から会議を開きます。

午後4 時20分 散会